

小児医療費助成制度のポスター掲出について(依頼)

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、中学3年生までのすべてのお子様さまに安心して医療機関を受診していただけるよう、小児医療費助成制度について、令和5年8月から、所得制限や一部負担金をなくし、医療費を無料にします。

つきましては、地域の皆様に広く制度を知っていただくため、各自治会・町内会の掲示板へのポスターの掲出にご協力くださいますようお願いいたします。

**【担当】**

健康福祉局生活福祉部医療援助課

菊池・加藤

電話：671-4115

FAX：664-0403

E-mail：kf-iryoenjo@city.yokohama.jp

8月から

横浜市は  
中学生までの  
医療費を  
**無料**  
にします

詳しくはこちら



新たに対象者となる方は申請が必要です。

令和5年5月下旬に、個別にご案内をお送りしています。<sup>\*</sup>

※令和5年5月2日時点で横浜市民の方。

まだ申請がお済でない方は、お早めに申請をお願いします。

お問い合わせ

横浜市小児医療証発行事務処理センター  
(平日午前9時から午後5時まで)

TEL : 323-9407 FAX : 323-9406  
※事務処理センターの受付は、9月29日(金)まで

## 2027年国際園芸博覧会 正式略称『GREEN×EXPO 2027』の 「略称ロゴ」を活用した機運醸成について

2027年国際園芸博覧会の意義や理念を一言で表現し、開催をPRするために、より多くの皆様に広く使用いただけるツールとして、正式略称『GREEN×EXPO 2027』をデザイン化した「略称ロゴ」を制作しました。

地域の皆様におかれてもぜひご活用いただき、横浜市一丸となったPR・機運醸成にご協力をお願いします。

### 1 正式略称『GREEN×EXPO 2027』に込められた想いと「略称ロゴ」

正式略称は、「自然」、「環境にやさしい」という意味を持つ「GREEN」と、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」を掛け合わせることで、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しています。

博覧会の意義や理念を一言で表現し、青い地球のイメージを共有していくためのツールとして、正式略称をデザイン化した「略称ロゴ」を制作しました。



略称ロゴ

### 2 「略称ロゴ」の使用方法

「略称ロゴ」は、ガイドラインに基づき申請いただき、承認を得ていただければ、どなたでも幅広く使用いただけます。

地域における広報やイベント等で活用いただき、『GREEN×EXPO 2027』のPRにご協力をお願いします。

#### 【申請方法】

ウェブサイトから、使用に関するガイドライン、使用取扱要領をご確認のうえ、使用開始希望日の原則3週間前までに、申請書および添付書類を申請先までご提出ください。承認ののち、略称ロゴを使用いただけます。

《横浜市「略称ロゴ」ウェブサイト》

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/storikumi/engeihaku/ryakusyourogo.html>

#### 【申請先】

横浜市都市整備局国際園芸博覧会推進課


電子メール：[tb-engei-intl@city.yokohama.jp](mailto:tb-engei-intl@city.yokohama.jp)

郵 送：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所29階

問合せ先：Tel 671-4627



### 3 略称ロゴと公式ロゴマーク（参考）

	略称ロゴ	公式ロゴマーク
ロゴ／ ロゴマーク	 <p>万博の意義や理念を一言で表現し、広く共有するためのもの</p>	 <p>公式ロゴマークとして、公募により選出し、BIE・AIPH（※1）の承認を得たもの</p>
ロゴ／ ロゴマークの 使用可能者	原則として使用者に制限なし	国、国際機関、地方公共団体、2027年国際園芸博覧会協会の承認を受けた団体
使用ルール (使用可能者や 使用条件等を 定めるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用ガイドライン</li> <li>・使用取扱要領</li> </ul>	(策定中（※2）)

（※1）BIE・・・博覧会国際事務局      AIPH・・・国際園芸家協会

（※2）公式ロゴマークについては、2027年国際園芸博覧会協会が利用者や利用条件等のルールを策定中であり、自由な使用はできません。

担 当：都市整備局国際園芸博覧会推進課 西野、秋葉  
 連絡先：Tel 671-4627  
 メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp



自治会町内会長 様

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の  
 結果報告及び今後の対応案について

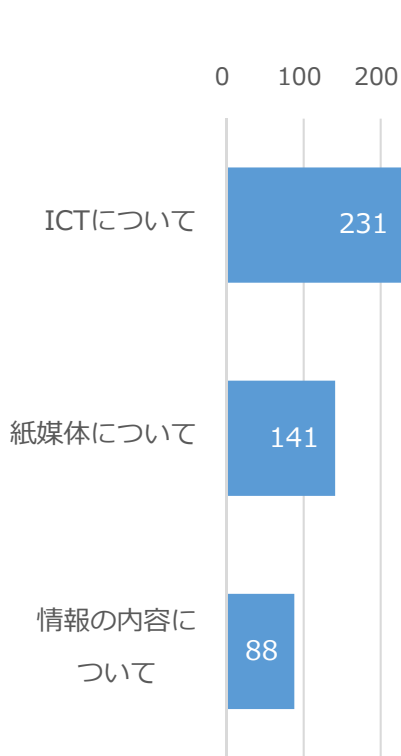
3月市連会・区連会で標記アンケート単純集計結果（速報）を報告しましたが、その後、自由記述も踏まえた調査報告書がまとまりましたので、今後の対応案と共にご説明します。

1 アンケート結果について（選択式回答部分）

(1) 横浜市からの情報周知	上位3位 (%)
<b>&lt;方法&gt;「資料+説明」が適切</b>	
・生命・財産に関するもの(防災関係、コロナ関連情報等)	64
・自治会町内会活動に関連するもの(補助事業の案内、先進的な活動事例等)	57
・市政・区政、施策の周知を目的とするもの(市の計画案内、市民意見募集等)	44
<b>&lt;改善すべき点&gt;</b>	
・資料の分かりやすさ	52
・情報量の多さ	41
・情報内容の精査(「広報よこはま」掲載情報の区連会議題からの除外)	38
<b>(2) 委嘱委員の推薦(委嘱委員の候補者探しが「難しい」:56%、「やや難しい」:28%)</b>	
<b>&lt;難しい理由&gt;</b>	
・活動に充てる時間の余裕のない人や活動時間の合わない人が多かった	67
・地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった	49
・委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった	49
<b>(3) 候補者推薦における横浜市の関わり</b>	
<b>&lt;支援のうち期待する取組&gt;</b>	
・委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減	47
・委嘱委員の業務内容説明資料の配付	39
・地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境	26
<b>(4) 民生委員・児童委員の推薦</b>	
<b>&lt;令和4年12月一斉改選で候補者確保が特に難しかった理由&gt;</b>	
・民生委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった	46
・活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった	35
・民生委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった	34

## 2 アンケート結果について（自由記述式回答部分）

### (1) 横浜市からの情報周知について【意見：488人】



<ICTについて：231件>

- ・個人的にはデジタル化賛成だが、自治会員には高齢者も多く、全員に周知するためには、デジタル化のみでは難しい
- ・回覧物はデータで区のホームページにアップしていただきたい
- ・情報はデジタルでいただくのが、楽で効率がよいと思う

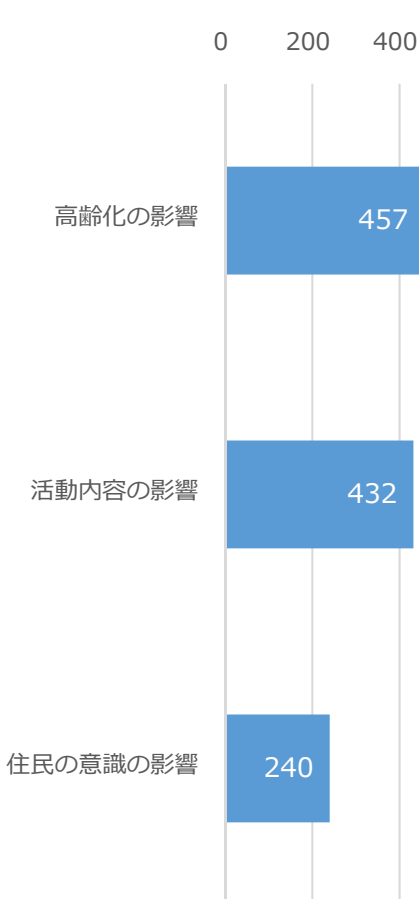
<紙媒体について：141件>

- ・横浜市からの情報は高齢者をかかえた団地(自治会)ではペーパーのお知らせが良い
- ・とにかく紙資料が多すぎる。環境問題を意識する上でもペーパーレス化を進めてほしい

<情報の内容について：88件>

- ・情報量が多く伝達必須の情報だけに限定してほしい
- ・情報量が多く、全てを会員の方々に周知することは困難

### (2) 委嘱委員の候補者探しについて困難と感じる点【意見：993人】



<高齢化の影響：457件>

- ・人材ネットワークがなく、適切な人材を見つけるのが難しい
- ・候補者のなり手がいない。現在なっている人に再度頼むより方法がない
- ・委嘱委員の候補者が少ないので結果的に継続になってしまう。特定の個人の負担が増える

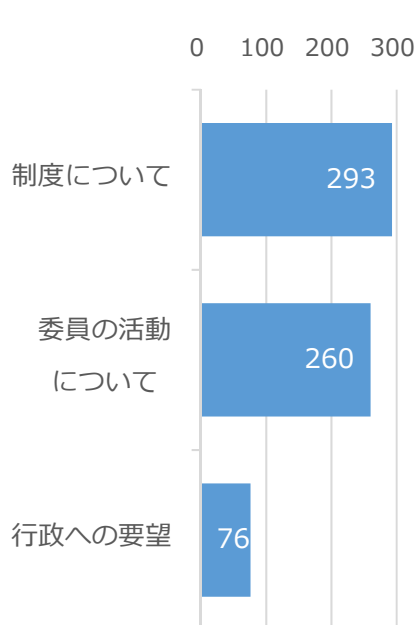
<活動内容の影響：432件>

- ・なるべく年齢の若い人をお願いするが、時間が合わない
- ・会社の退職時期が伸びたので、仕事と町内等の業務の両立が難しいと言っている人が多い
- ・推薦お願いしても、役職への責任や生活環境から辞退されてしまう

<住民の意識の影響：240件>

- ・各委嘱委員の存在意義が不明。委員がいることより町内会へのメリットが見えない
- ・委員会の活動が不明確で、そこに自治会から委員を推薦するという行為に納得性がない

### (3) 民生委員・児童委員全般について【意見：647人】



<制度について：293件>

- ・制度の必要性及び民間への委嘱が時代に合わない
- ・制度そのものが疲労しており、仕組み全体の見直しが必要なのではないかと考える

<委員の活動について：260件>

- ・活動の負担や責任が大きい
- ・活動内容がよくわからないという人が多く、人選が難しい

<行政への要望：76件>

- ・高齢者の増加が進む中で、候補者確保が難しい場合、横浜市からの派遣制度の検討はできないものではないでしょうか。
- ・市、区内で地域に貢献出来る人材の紹介が望ましい。

## 3 今後の対応案

### (1) 横浜市からの情報周知について

#### ア 市連会の議題提出基準の見直し

「資料+説明」、「資料提供のみ」、「議題対象外」の基準案を作成し、議題数の削減軽減を図ります。

#### イ 市連会議題説明資料の見直し

説明資料の様式の統一など、簡潔でわかりやすい内容にします。

#### ウ 市連会のホームページの充実

市連会定例会の資料をホームページで掲載していきます。

#### エ 区連会での実施に向けた検討

上記ア～ウについて、5年度に市連会で試行実施及び効果測定を行い、6年度以降、順次区連会での検討・実施を目指します。

### (2) 委嘱委員の推薦事務等

#### ア 自治会町内会の負担軽減に向けた取組

各所管課と調整の上、推薦事務の簡略化や活動内容の広報の充実など、改善策を検討していきます。

#### イ 改選時に合わせた見直し

各委嘱委員の改選時期に合わせ、各所管課による推薦手法や活動内容等の見直しを図られるよう取り組みます。

※委嘱委員：スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、明るい選挙推進委員、消費生活推進員（該当区のみ）

（※民生委員・児童委員については裏面に記載）

### (3) 民生委員・児童委員の活動支援及び推薦手続き等

#### ア 民生委員・児童委員活動の支援強化・広報活動の充実

民生委員の活動しやすい環境づくりを進めるため、活動支援策の強化を図る（モデル区（都筑区・戸塚区・栄区）において試行実施）とともに、民生委員活動への理解を深めていただくための広報の充実に取り組みます。

#### イ 推薦手続きの改善

自治会・地区民児協の負担を軽減するため、令和7年12月の一斉改選に向けて推薦手続きの簡素化などの改善に取り組みます。

#### ウ 年齢要件にかかる意見調整

年齢要件について、市・区・地区民児協と令和7年12月の一斉改選に向けて意見調整を行っていきます。

※年齢要件について、自治会町内会長アンケートでは「見直しが必要」が74%を占めていたのに対して、地区民児協会長アンケートでは、「現状のままでよい(48%)」「見直しが必要(46%)」という結果になっています。

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉 担当 市民局地域活動推進課 川口、関、江口 電話 045-671-2317 電子メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp 〈民生委員・児童委員の推薦について〉 担当 健康福祉局地域支援課 村山 電話 045-671-4046 電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp
--

**令和4年度  
自治会町内会に対する依頼の見直しに向けた  
アンケート調査報告書**

**横浜市  
市民局 地域活動推進課  
健康福祉局 地域支援課**



# 目次

---

1. 調査の概要	.....	P.2
調査概要	.....	P.3
回収状況	.....	P.4
自治会町内会/会長の状況	.....	P.5
2. 調査結果	.....	P.6
横浜市からの情報周知等	.....	P.7
自治会町内会のデジタル化の状況	.....	P.10
委嘱委員の推薦事務	.....	P.16
令和4年一斉改選の民生委員・児童委員の推薦事務	.....	P.20

## 調査の概要

# 調査概要

---

## 【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

## 【調査概要】

### 1) 調査方法

- アンケート方式による定量調査
- 郵送によりアンケート票を配付／回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答

### 2) 調査の対象

- 横浜市内すべての単位自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

### 3) 回収率（数）

- 有効回答標本数 1,738票 有効回答標本回収率 61%
- 郵送による回答 1,132票
- 電子申請による回答 606票

### 4) 実施期間

- 令和4年11月11日～令和5年1月31日

### 5) 調査実施主体

- 横浜市市民局 地域活動推進課
- 横浜市健康福祉局 地域支援課

### 6) 集計・分析・報告書の作成

- 株式会社クリエイティブ・リンク

## 【表記について】

本報告書では、アンケート回答の集計結果（割合%）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は小数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とならない箇所がある。

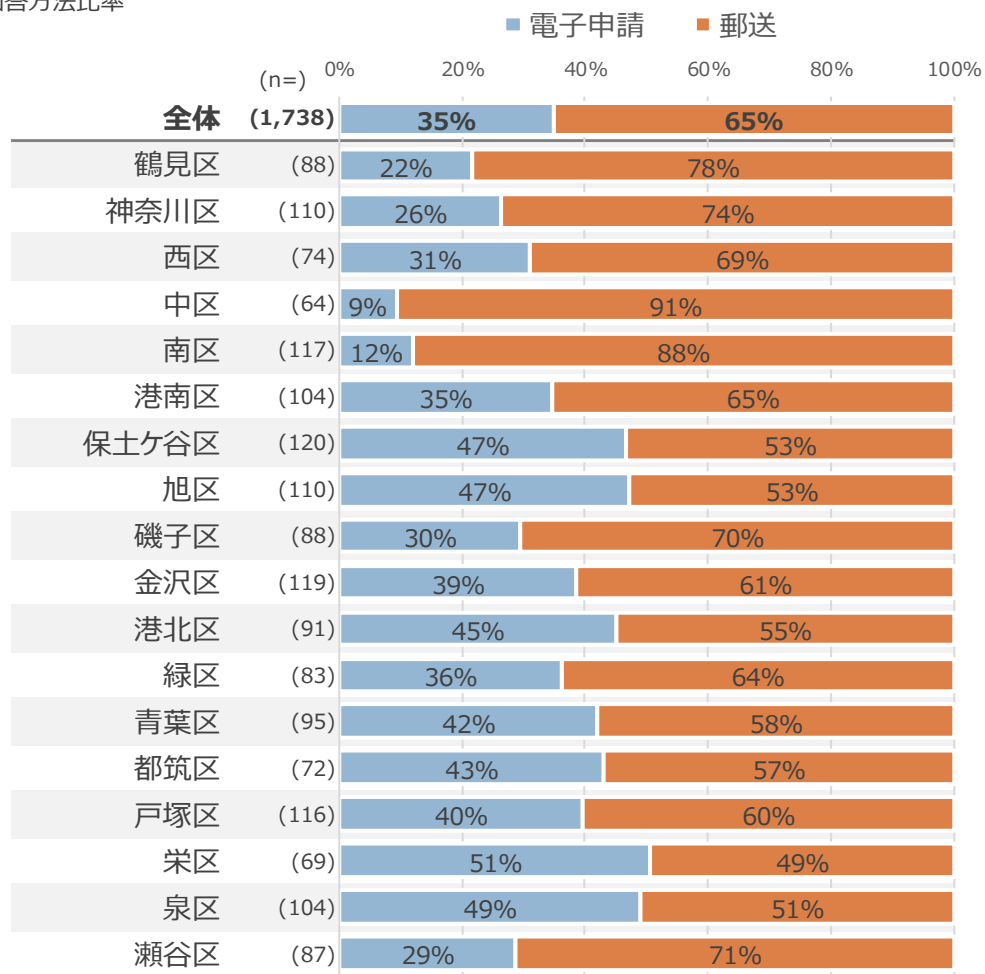
# 回収状況

- 区別の発送数と回収数、回収方法の比率は以下の通り。

発送数／回収数

	発送数	回収数	回収率
<b>全体</b>	<b>2,849</b>	<b>1,738</b>	<b>61.0%</b>
鶴見区	126	88	69.8%
神奈川区	176	110	62.5%
西区	99	74	74.7%
中区	131	64	48.9%
南区	205	117	57.1%
港南区	169	104	61.5%
保土ヶ谷区	196	120	61.2%
旭区	236	110	46.6%
磯子区	167	88	52.7%
金沢区	170	119	70.0%
港北区	151	91	60.3%
緑区	122	83	68.0%
青葉区	162	95	58.6%
都筑区	123	72	58.5%
戸塚区	221	116	52.5%
栄区	88	69	78.4%
泉区	153	104	68.0%
瀬谷区	154	87	56.5%

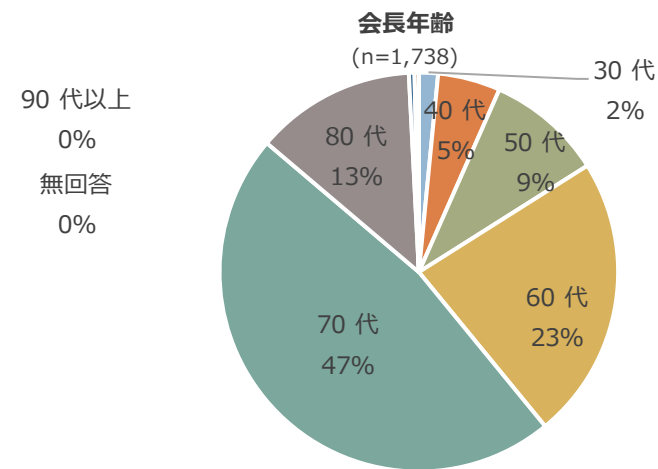
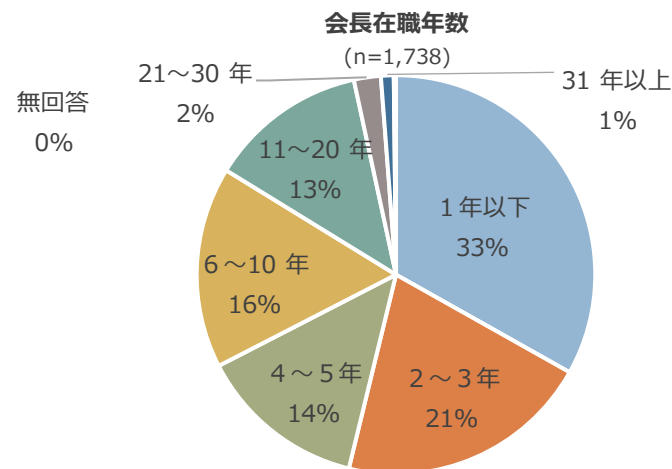
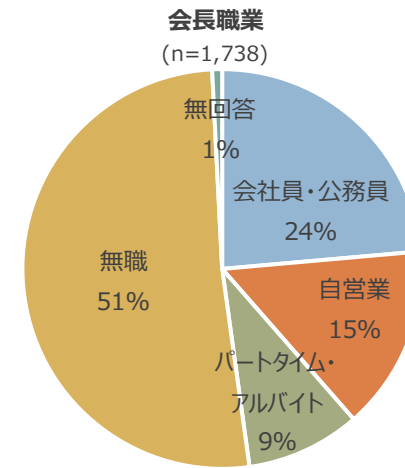
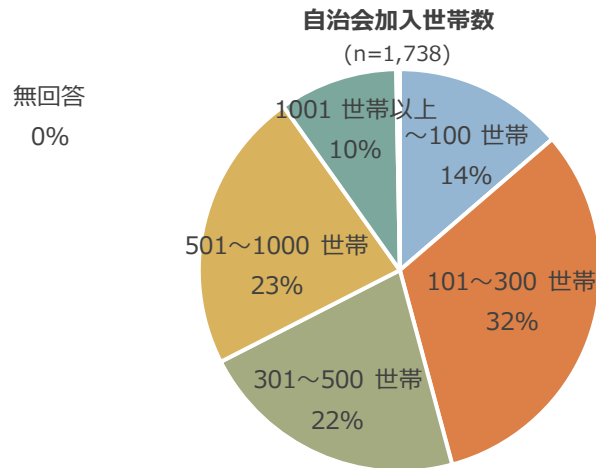
回答方法比率



# 自治会町内会／会長の状況

- 自治会加入世帯数は101～300世帯が全体の1/3を占める。
- 会長は約半数が無職。また、会長の年齢は、70代以上が6割を占めている。
- 在職年数は1/3が1年以下である一方で11年以上在職している人も16%存在する。

Q1 自治会町内会／会長の状況





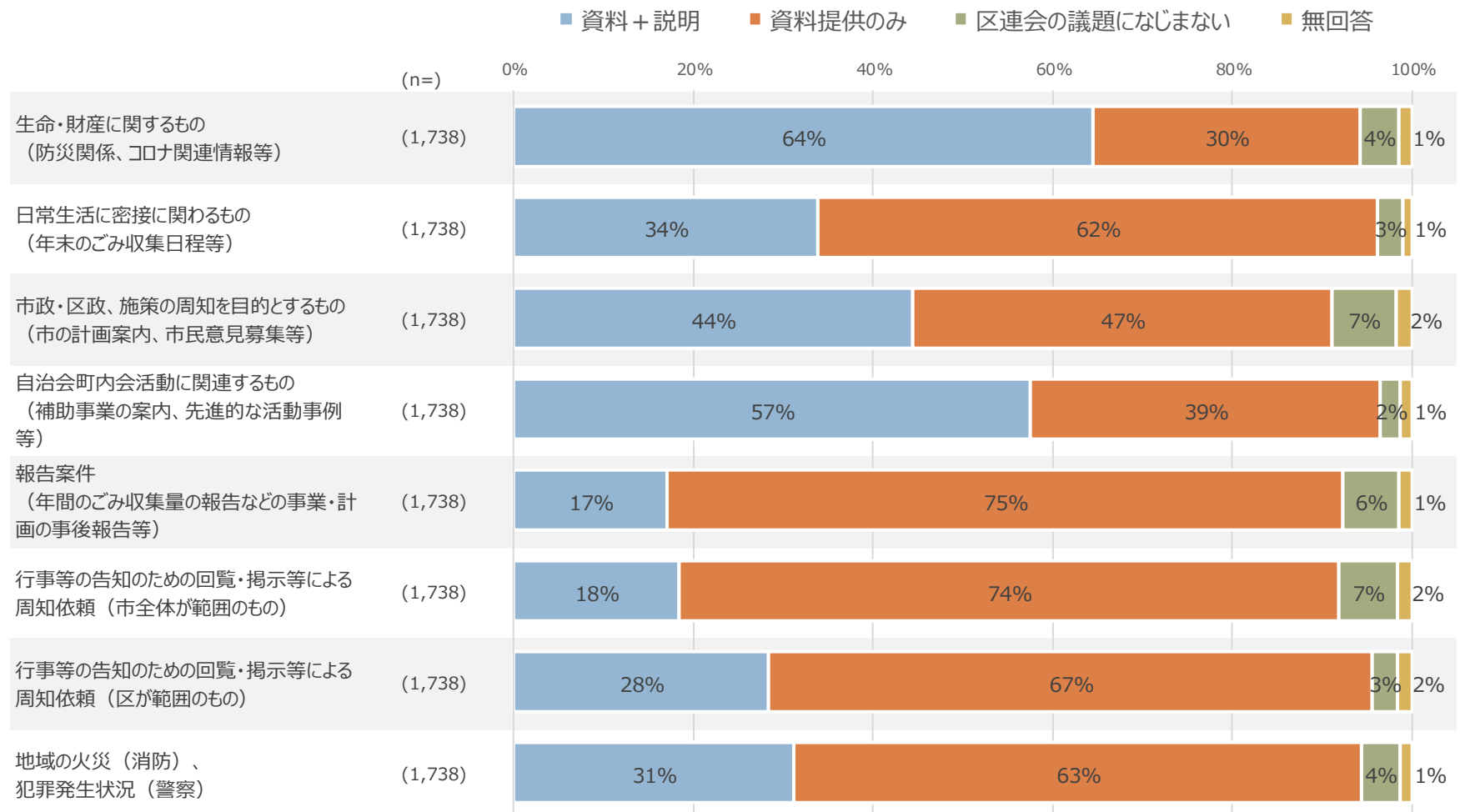
## 調查結果概要

## 横浜市からの情報周知等

# 区連会を通した横浜市からの情報の適切な周知方法

- 区連会を通した横浜市からの情報周知等について、「資料+説明」の両方が適切だと感じる情報の種別としては、「生命・財産に関するもの」が最も高く64%で、「自治会町内会活動に関連するもの」が57%でそれに続く。
- 「報告案件」や「行事等の告知のための回覧・掲示等による周知依頼」は、全体の約3/4が「資料提供のみ」が適切だと考えている。

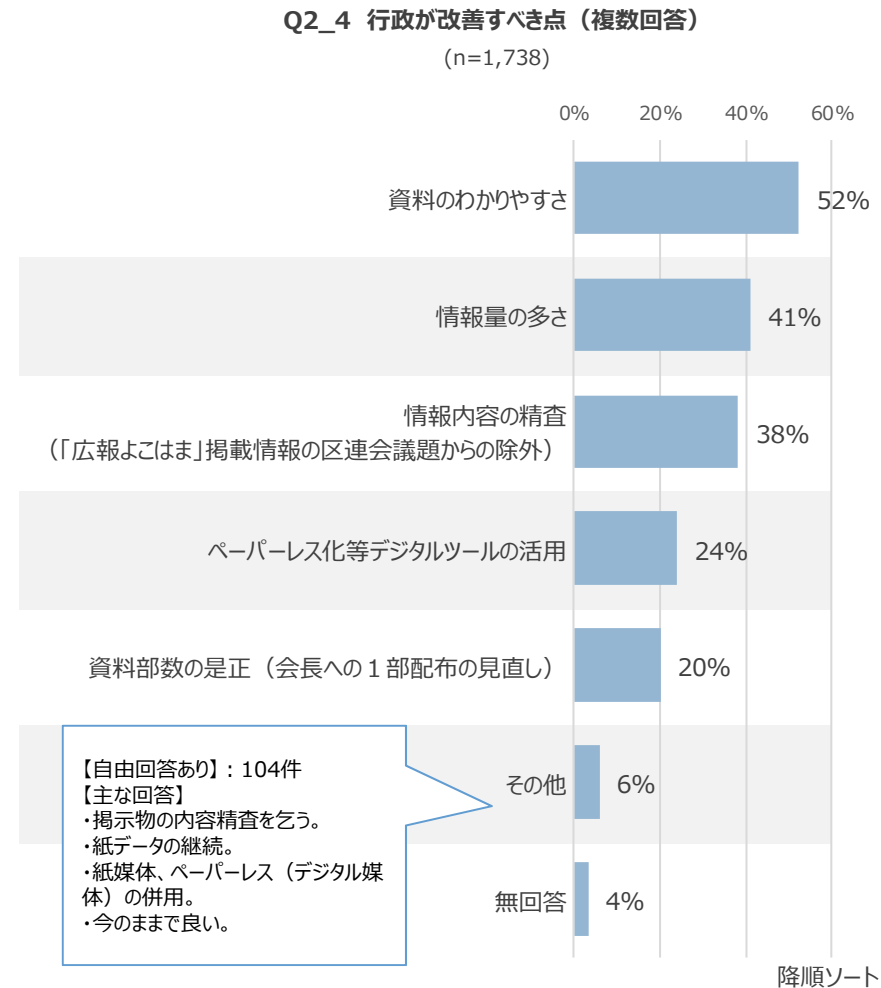
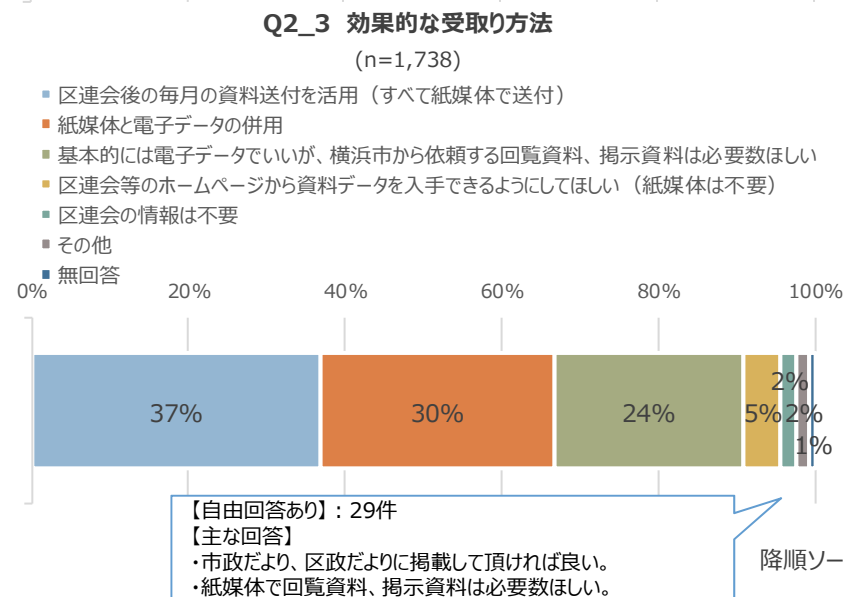
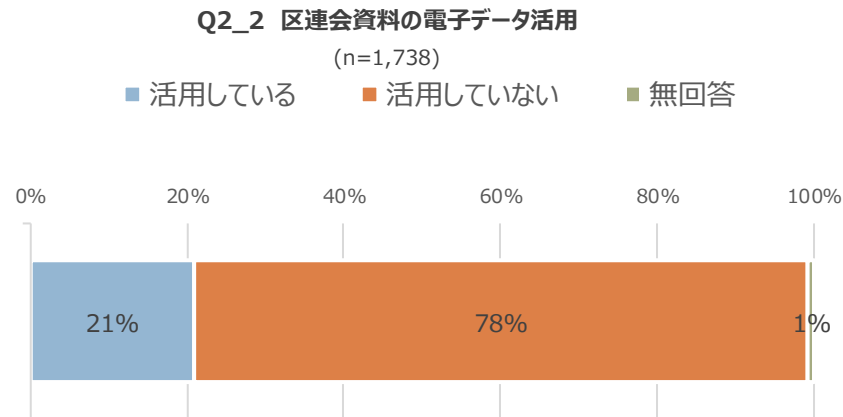
Q2\_1 区連会を通した横浜市からの情報の適切な周知方法



# 区連会資料の電子データ活用／効果的な受取り方法／行政が改善すべき点

- 区連会資料の電子データでの活用については、78%が活用していない状況。
- 今後の区連会情報の受け渡し方法として効果的なものは「毎月の資料送付を活用（すべて紙媒体で送付）」が37%で最も高く、「紙媒体と電子データの併用」が30%でそれに続く。
- 「紙媒体と電子データの併用」「基本的にはデータでいい」「紙媒体は不要」を合わせると6割がデータ活用を希望している。
- 情報を周知する上で行政が改善すべき点としては「資料のわかりやすさ」が52%で半数を超え、最も高い。

Q2\_2/2\_3/2\_4 区連会資料の電子データ活用／効果的な受取り方法／行政が改善すべき点（複数回答）



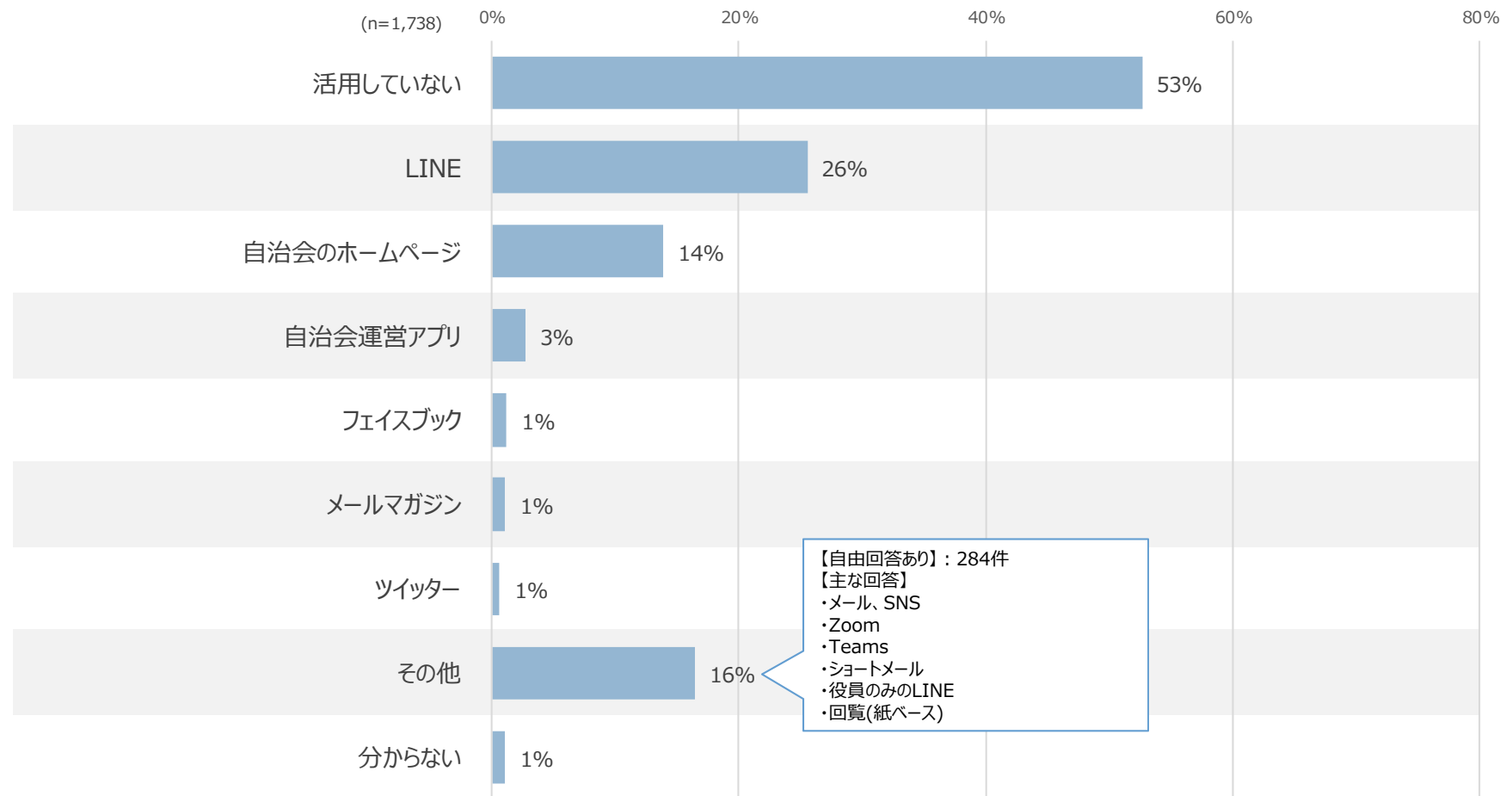
## 自治会町内会のデジタル化の状況



# デジタルツールを活用した会員への情報周知方法

- 会員へ情報を周知するためにデジタルツールを「活用していない」と回答した方が全体の過半数を占めており、デジタルでの情報周知はまだ主流の方法とはなり得ていない。活用しているデジタルツールとしては、LINEが26%で最も高く、自治会のホームページが14%でそれに続く。

Q3\_1 デジタルツールを活用した会員への情報周知方法（複数回答）



降順ソート

# デジタルツールの具体的な活用事例

- デジタルツールの具体的な活用事例としては「行事や会議等の各種連絡や通知」が最も多く、他に「回覧板や議事録などの資料の共有」や「イベントの案内・申し込み」が多くあげられた。

Q3\_2\_デジタルツールの具体的な活用事例

	(件)	(%)
行事や会議等の各種連絡・通知	233	44%
回覧板や議事録などの資料の共有	109	21%
イベントの案内・申し込み	88	17%
回覧をHPにも掲載するなど紙情報と併用	44	8%
定例会等の資料の送信・掲載	26	5%
ZoomやLINEを利用したリモート会議	25	5%
イベント結果の報告	22	4%
緊急情報の通知	16	3%
掲示物の掲載	15	3%
活動内容の案内・報告	15	3%
意見交換	10	2%
施設予約	9	2%
出欠確認	8	2%
相談・問い合わせ	8	2%
各種申請	5	1%
アンケートの実施	2	0%
会計情報の開示	2	0%
消火器等自治会設備の設置状況	1	0%
その他	10	2%
活用していない・準備中	103	19%
合計	529	100%

Q3\_2\_デジタルツールの具体的な活用事例（自由記述、抜粋）

<p>&lt;行事や会議等の各種連絡・通知&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍での会議開催延期又は、中止の連絡とか会議議題の周知など。</li> <li>会員への案内は、まだ「回覧版」を基本としているが、同時に町内会ホームページにも載せている。</li> <li>各種イベントの開催案内(チラシ)や中止をホームページに掲載し周知している。</li> <li>子供会の回覧に関しては、ラインで流せるように許可している。</li> </ul>
<p>&lt;回覧板や議事録などの資料の共有&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>回覧、イベントチラシ、実施したイベントの報告等をホームページに掲載している。</li> <li>回覧はすべてホームページに掲載している。</li> <li>月々の町会会議の資料をLINEで通知したり、活動やイベントの写真を提出している。(LINEにて)</li> </ul>
<p>&lt;イベントの案内・申し込み&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベントの参加申し込みをQRコードで読み込んでもらい、グーグルフォームで入力。参加者の管理をしている。</li> <li>イベント募集をホームページ、LINEなどで通知し、イベント開催。急な中止のときホームページで案内した所93%の人が知ることで、効果を確認した。</li> </ul>
<p>&lt;回覧をHPにも掲載するなど紙情報と併用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>LINEを基本的には活用しています。但し、高齢者も多く無理な方については配付物を作成している。デジタルツール使用を嫌う(個人情報)方もいるので面倒な部分もある。</li> </ul>

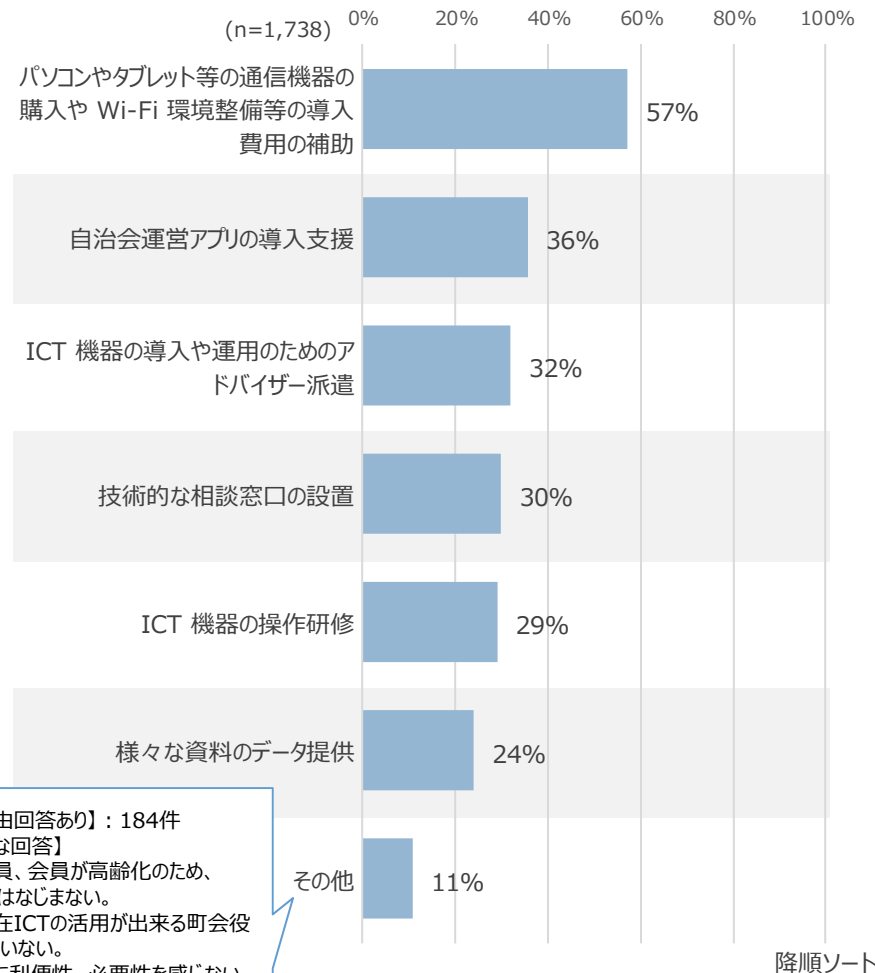
※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

# ICT活用のための有効な行政支援／会長自身のデジタル環境

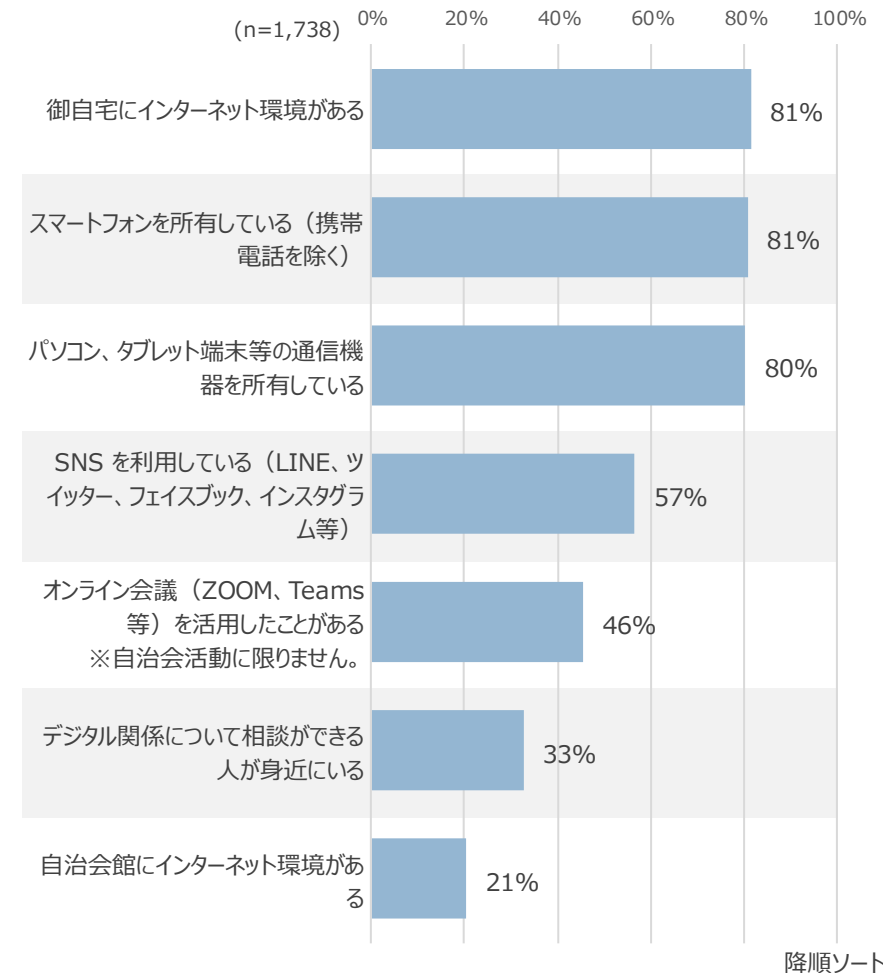
- ICTの活用には有効な行政からの支援策としては「パソコンやタブレット等の通信機器の購入やWi-Fi環境整備等の購入費用の補助」が最も高く、57%で他を20ポイント以上上回る。
- 会長ご自身のデジタル環境としては8割以上が「自宅にインターネット環境がある」、「スマートフォンを所有している」、「パソコンやタブレットなどの通信機器を保有している」と回答。一方で、自治会館のインターネット環境整備は21%にとどまる。

Q3\_3 ICT活用のための有効な行政支援（複数回答）

Q3\_4 会長自身のデジタル環境（複数回答）



【自由回答あり】：184件  
 【主な回答】  
 ・役員、会員が高齢化のため、ICTはなじまない。  
 ・現在ICTの活用が出来る町会役員はいない。  
 ・特に利便性、必要性を感じない。



# 横浜市からの情報周知について(自由記述)

- 自由回答では、ICTに関するものが47%で最も多く、紙媒体に関するものが29%でそれに続く。
- ICTについては、「高齢者が多く、デジタルツールを使いこなせない」との声が最も多く、ICTに不慣れな方への周知洩れが懸念されている。
- 紙媒体については、特に高齢者に対して従来通り紙ベースでの配布・回覧が必要だとの認識だが、その一方で、紙の情報が多すぎるという意見も少なくない。

Q4\_横浜市からの情報周知に関して①

	(件)	(%)
ICTについて	231	47%
デジタルツールを使いこなせない	49	10%
HPの活用	43	9%
情報のデジタル化	38	8%
LINEやメール、YouTubeの活用	32	7%
ICTの活用	17	3%
情報へのアクセス方法の多様化	16	3%
Wi-Fi等の環境の整備	9	2%
デジタルツールの提供	9	2%
セキュリティの確保	5	1%
高齢者向け等のデジタルツール活用支援	5	1%
アプリの提供	4	1%
PWが面倒	3	1%
電子掲示板サービスの提供	1	0%
紙媒体について	141	29%
紙媒体の継続	48	10%
紙媒体の削減・ペーパーレス化	35	7%
掲示物の配布・回覧	21	4%
広報紙の活用	19	4%
掲示物・配布物の削減	13	3%
掲示板の活用	5	1%

Q4\_横浜市からの情報周知に関するご意見(抜粋)①

<デジタルツールを使いこなせない>

- 会長がPC,スマホを持っていないし、デジタルが利用不可能。
- 個人的にはデジタル化に賛成だが、自治会員には高齢者も多く、全員に周知するためには、デジタル化のみでは難しい。
- 誰でも100%デジタル環境にはないのでなんでもかんでもデジタル化しないでほしい。
- インフラを整備しても、使う意思が希薄な高齢者過多の町内では、ネットによる情報周知には限界がある。世代交代を待つしかないと思います。

<HPの活用>

- 回覧物はデータで区のホームページにアップしていただきたいです。
- 全ての情報はホームページなどで、簡単に閲覧・データ入手を出来るようにして欲しい。

<情報のデジタル化>

- 情報はデジタルでいただくのが、楽で効率がよいと思う。
- 市の便りをデジタル化してくださって、情報が取りやすくなりました。

<紙媒体の継続>

- 横浜市からの情報は高齢者がかかえた団地(自治会)ではペーパーのお知らせがよいです。
- 町内会には高齢者も多く、紙ベースの資料はかかせません。

<紙媒体の削減・ペーパーレス化>

- とにかく、紙資料が多すぎます。環境問題を意識する上でもペーパーレス化を進めて欲しいと思います。

# 横浜市からの情報周知について(自由記述)

- 情報の内容については、「情報の精査」に関する意見が多い。情報の内容については情報量が多いとのご意見が多く、「伝達必須の情報だけに限定してほしい」など、本当に必要な情報だけを精査して提供することが望まれている。
- その他、「自治会の負担の軽減」についての記載も一定数あった。

Q4\_横浜市からの情報周知に関して②

	(件)	(%)
情報の内容について	88	18%
情報の精査	59	12%
掲示物等の情報の見やすさ・わかりやすさ	14	3%
迅速・適切な情報提供	9	2%
パブリックコメントの募集時期が遅い、結果のフィードバックが欲しい	4	1%
掲示時期・掲示期間の明確化	1	0%
掲示と回覧の区別の明確化	1	0%
その他	175	36%
自治会の負担の軽減	42	9%
情報周知以外の要望・感想	10	2%
情報周知は難しい	8	2%
自治会非加入者への対応	5	1%
行政用語がわかりにくい	2	0%
外国語対応	2	0%
現状で問題ない	21	4%
その他	46	9%
特になし	39	8%
合計	488	100%

Q4\_横浜市からの情報周知に関するご意見(抜粋)②

<情報の精査>

- 情報量が多く伝達必須の情報だけに限定してほしい。
- 情報量が多く、全てを会員の方々に周知することは困難である。

<掲示物等の情報の見やすさ・わかりやすさ>

- 掲示物は、掲示板の大きさがさまざまあるため、A4片面で文字数を少なく読みやすくして下さい。

<自治会の負担の軽減>

- 自治会に依存した情報発信を抜本的に見直す。
- 各種配布物、回覧物が異なる日にやってくるので 配布作業が多い。
- 行政からの情報周知は自治会の役割ではない。
- とにかく多すぎる、何でも町内会になげればよいという意識がよくなる。

<情報周知以外の要望・感想>

- 行政の一方的な情報提供では監視機能がない。
- 高齢化により委員の選出が年々難しくなっている。

※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

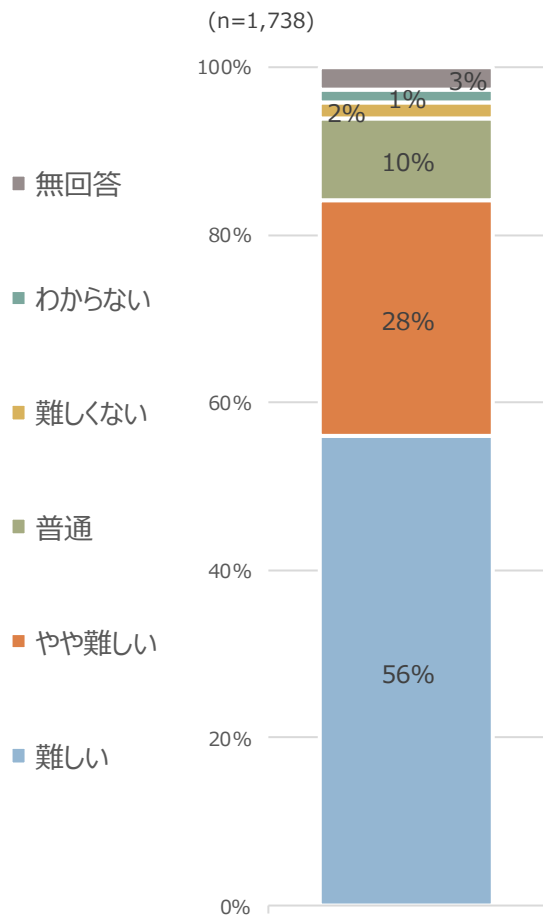


## 委嘱委員の推薦事務

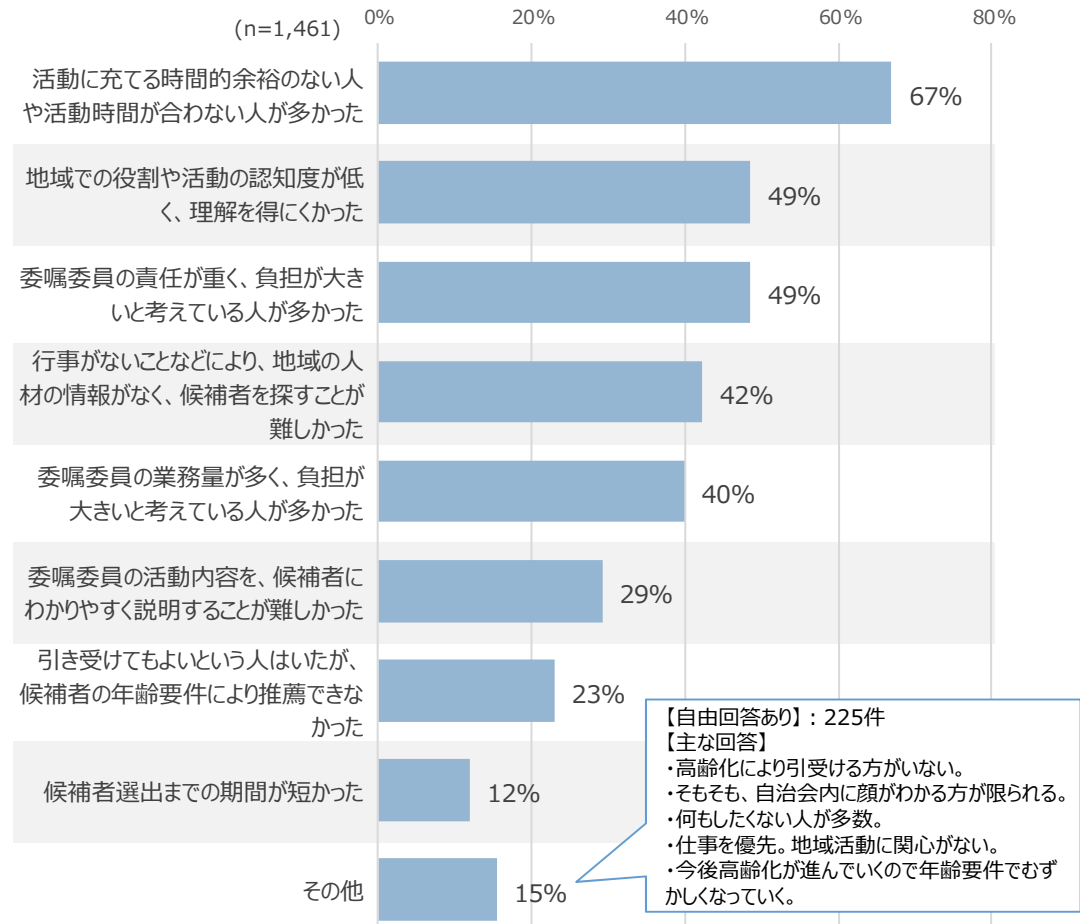
# 委嘱委員の候補者探し／委嘱委員候補者探しが難しい理由

- 委嘱委員の候補者探しについては、「難しい」が56%。「やや難しい」と合わせると84%を占める。
- 候補者探しが難しい理由としては「活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった」が67%で最も高く、「認知度が低く理解を得にくかった」、「負担が大きいと考えている人が多かった」が49%で続く。

Q5\_1 委嘱委員の候補者探し



Q5\_2 委嘱委員候補者探しが難しい理由（複数回答）



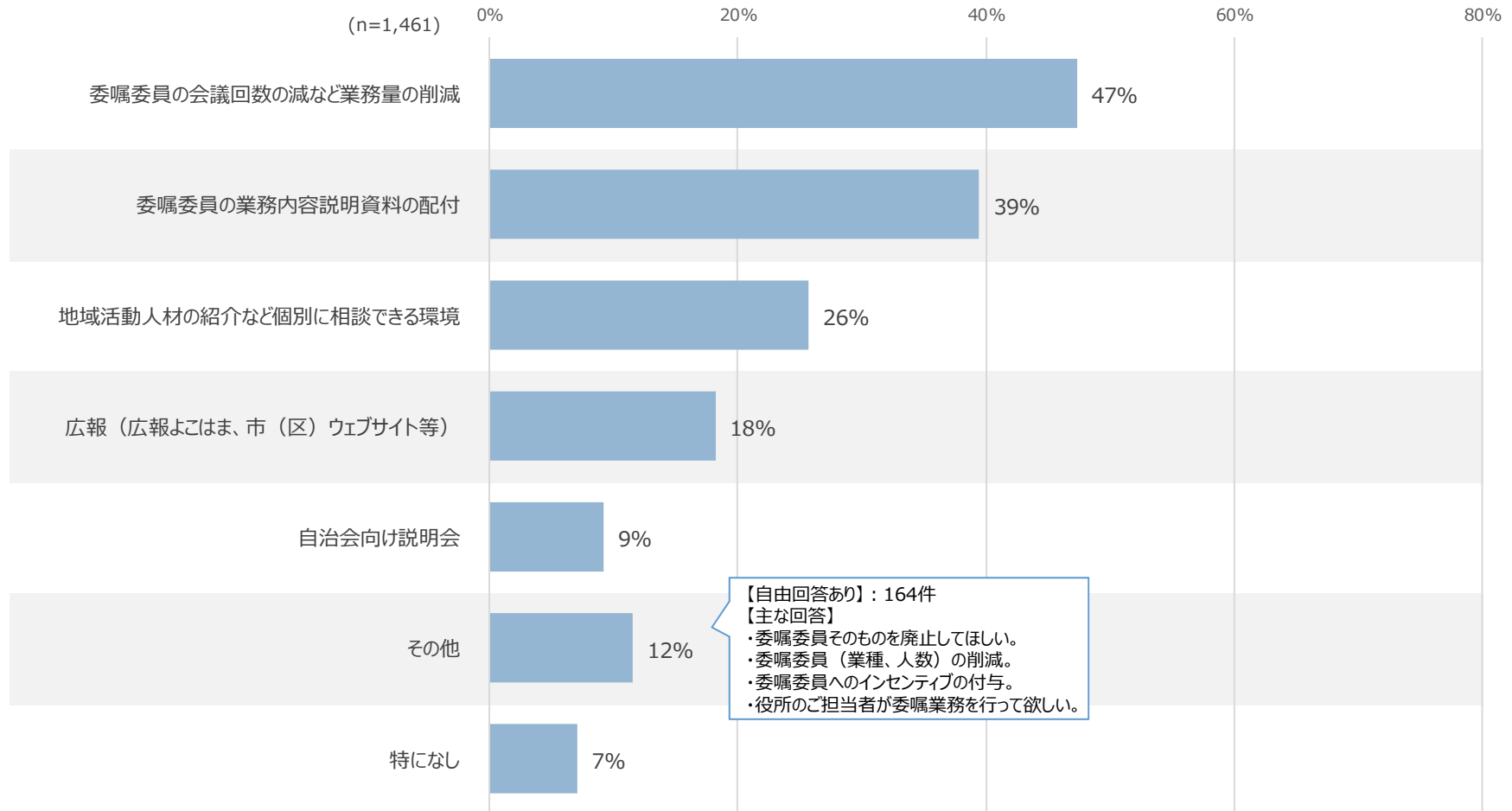
【自由回答あり】：225件  
 【主な回答】  
 ・高齢化により引受ける方がいない。  
 ・そもそも、自治会内に顔がわかる方が限られる。  
 ・何もしたくない人が多数。  
 ・仕事を優先。地域活動に関心がない。  
 ・今後高齢化が進んでいくので年齢要件でむずかしくなっていく。

Base: 委嘱委員の候補者探しが「難しい」「やや難しい」、降順ソート

# 市に候補者推薦で期待する取組／委嘱委員の候補者探しについて

- 候補者探しが難しいと感じる人が候補者推薦で横浜市に期待する取組としては「会議回数減など業務量の削減」が最も高く、「業務内容説明資料の配付」が続く。

Q5\_3 市に候補者推薦で期待する取組（複数回答）



Base: 委嘱委員の候補者探しが「難しい」「やや難しい」、降順ソート

# 委嘱委員の候補者探しについて困難と感じる点

- 委嘱委員の候補者探しの困難な点に関するご意見としては「高齢化の影響」に関するものと「活動内容の影響」に関するものが多く、“候補者になりてがない、現在なっている人に再度頼むより方法がない”、“年齢の若い人をお願いするが、活動時間が合わない”などが挙げられる。

Q5\_4\_候補者探し困難な点など（自由記述）

	(件)	(%)
高齢化の影響	457	46%
依頼先が少ない・候補者がいない	192	19%
高齢者が多い	190	19%
年齢要件が合わない	75	8%
活動内容の影響	432	44%
活動時間がない	192	19%
責任が重い・負担が大きい	106	11%
活動内容が分かりにくい	91	9%
活動費等の補助が不明	43	4%
住民の意識の影響	240	24%
委員の必要性が不明	108	11%
活動意欲が低い	95	10%
断られる	26	3%
メリットがない	11	1%
自治会の問題	134	13%
イベントや交流がない	76	8%
自治会加入世帯の減少	31	3%
世帯数が少ない	27	3%
その他	287	29%
自治会の状況についての説明・報告	65	7%
なり手のない委員がある	62	6%
行政への要望・疑問	41	4%
市や住民からの推薦や公募	25	3%
推薦までの日程が早い	12	1%
委嘱委員の種類が多い	10	1%
その他	34	3%
困難は感じていない	21	2%
特にない	17	2%
合計	993	100%

Q5\_4\_候補者探し困難な点など（自由記述、抜粋）

<p>&lt;依頼先が少ない・候補者がいない&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人材ネットワークがなく、適切な人材を見つけるのが難しい。</li> <li>候補者になりてがない 現在なっている人に再度頼むより方法がない</li> <li>委嘱委員の候補者が少ないので、結果的に委嘱委員の継続になってしまう。特定の個人の負担が増える。</li> <li>やりたがる人がいない。また、その委嘱委員にあてはまる人材がどうかわからない</li> <li>引き受ける人がいない。</li> </ul>
<p>&lt;活動時間がない&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なるべく年齢の若い人をお願いするが、活動時間が合わない。</li> <li>会社の退職時期が伸びたので、仕事と町内等の業務の両立が難しいと言っている人が多い。</li> <li>平日に時間の取れる人材が少ない。</li> </ul>
<p>&lt;高齢者が多い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が増え委員を出来る人が限られてきている。</li> <li>高齢化が進むなか候補者が少なくなっている。若い人は、無関心。</li> <li>ご高齢が多い自治会の為、総会にて立候補を募っても居なかった。</li> </ul>
<p>&lt;委員の必要性が不明&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各委嘱委員の存在意義が不明。委員がいることによる町内会へのメリットが見えない。</li> <li>委員会の活動が不明確で、そこに自治会から委員を推薦するという行為に納得性がない。</li> <li>委員の必要性や対応頻度の問い合わせに苦慮します。</li> </ul>
<p>&lt;責任が重い・負担が大きい&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>推薦お願いしても役職への責任や生活環境から辞退されてしまう。</li> <li>環境事業推進委員：負担が大きい。消費生活推進員：業務量が多い。</li> <li>任期に負担を感じる方が多かった。</li> </ul>

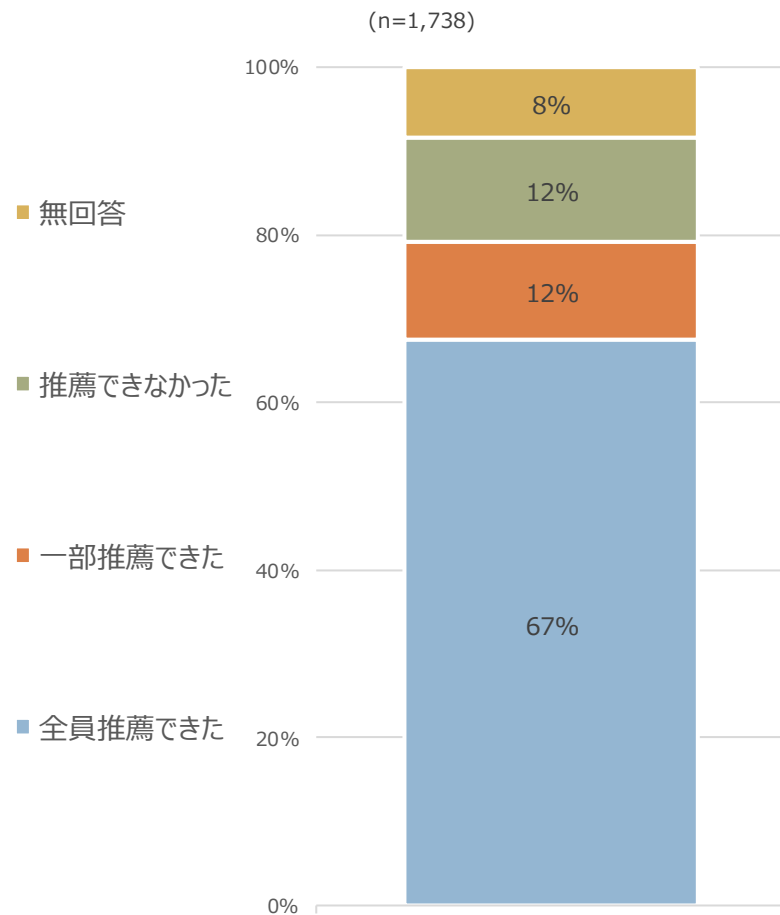
※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

## 令和4年一斉改選の民生委員・児童委員の推薦事務

# 民生委員の推薦状況／推薦を行うための工夫

- 民生委員の推薦状況については、全体の2/3が「全員推薦できた」と回答。「推薦できなかった」は12%となった。
- スムーズに推薦できた理由について自由記述の内容で多かったものは「再任」が42%で最も高く、「役員等からの紹介・協力」、「日頃のコミュニケーション」が16%で続いている。

Q6\_1 民生委員の推薦状況



Q6\_2\_スムーズに推薦できた理由（自由記述）

	(件)	(%)
再任だった	426	42%
役員等からの紹介・協力	165	16%
日頃のコミュニケーション	159	16%
スムーズではなかった	87	9%
無理にお願い	57	6%
意識・意欲が高い	47	5%
会長・役員・家族等が引き受けた	35	3%
たまたま運が良かった	24	2%
人数が少なかった	20	2%
実績・資格等がある	16	2%
説得	15	1%
引き受けてもらうための条件を提示	14	1%
業務内容を理解	14	1%
候補者のリストアップ・情報収集	10	1%
立候補	10	1%
家族の協力	4	0%
当番制、抽選	4	0%
金銭的な支援	3	0%
特にない	19	2%
その他	37	4%
合計	1,003	100

【主な回答】

- 再任の為スムーズに推薦を行う事ができた。
- 前期からの継続を心良く引き受けてくれた。
- 前任者(退任者)が候補者を推薦してくれた。
- 役員会で候補者の推薦を上げてもらった。
- 日ごろから、適任と思われる方とコミュニケーションを取る努力が必要だと思います。粘り強く何度もお願いしました。

※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。 21

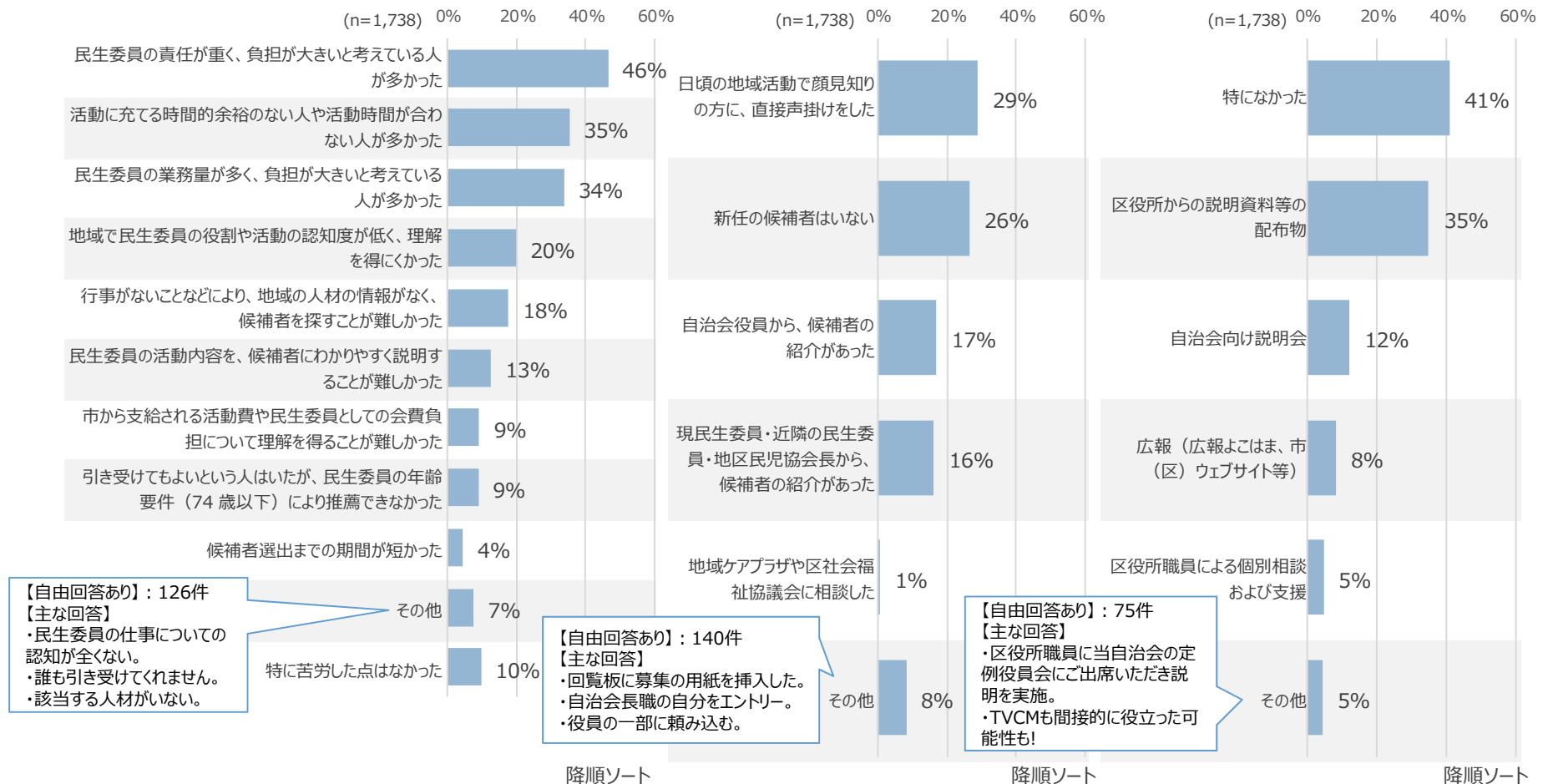
# 民生委員候補者確保の苦勞した理由／新任民生委員候補者確保の方法

- 民生委員の候補者確保で苦勞した点としては「責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった」が最も高い。
- 新任の候補者探しは「日頃の地域活動で顔見知りの方に、直接声かけ」が最も高い。
- 候補者推薦に役立った横浜市の支援としては「特になかった」が高いものの、支援の中では「区役所からの説明資料等の配布物」が最も高い。

Q6\_3 民生委員候補者確保の苦勞した理由（複数回答）

Q6\_4 新任民生委員候補者確保の方法（複数回答）

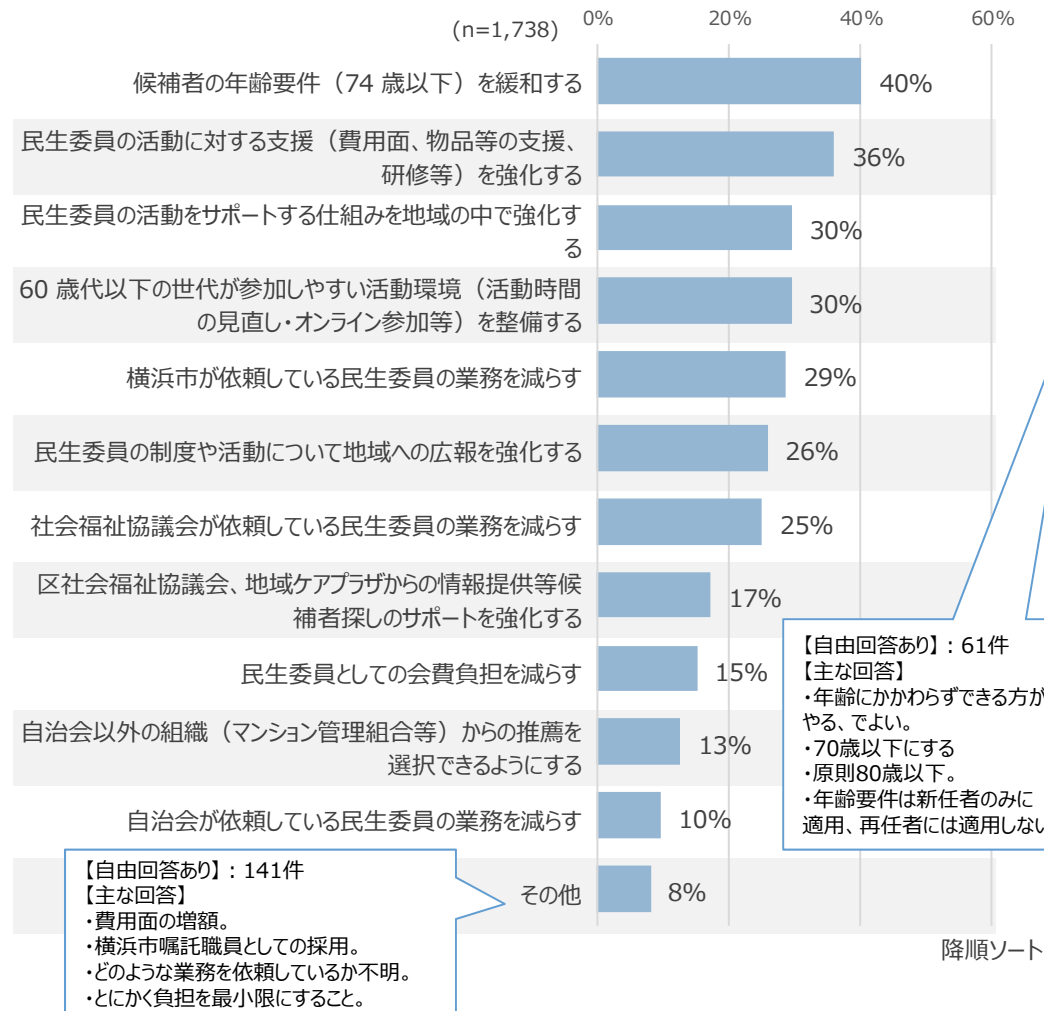
Q6\_5 民生委員候補者推薦に役立った横浜市の支援（複数回答）



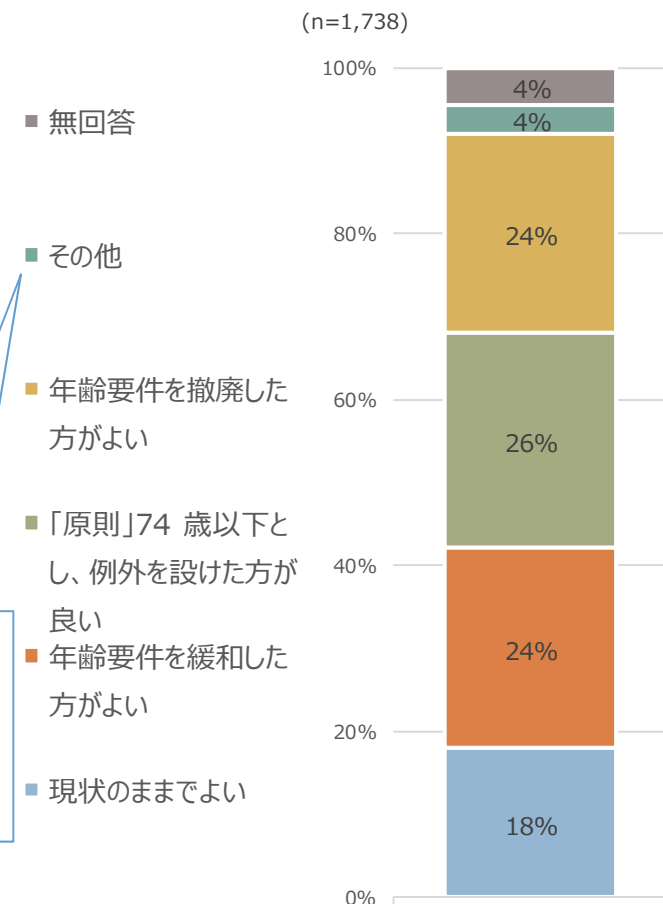
# 候補者確保に有効な取組／候補者の年齢要件

- 候補者の確保に有効な取組としては「年齢要件の緩和」が最も高く、「活動に対する支援を強化」が続く。
- 候補者の年齢要件については、「緩和した方がよい」、「原則74歳以下とし、例外を設けた方がよい」、「撤廃した方がよい」がそれぞれ25%前後となっており、変更の検討が望まれている。

Q7\_1 候補者確保に有効な取組（複数回答）



Q7\_2 候補者の年齢要件

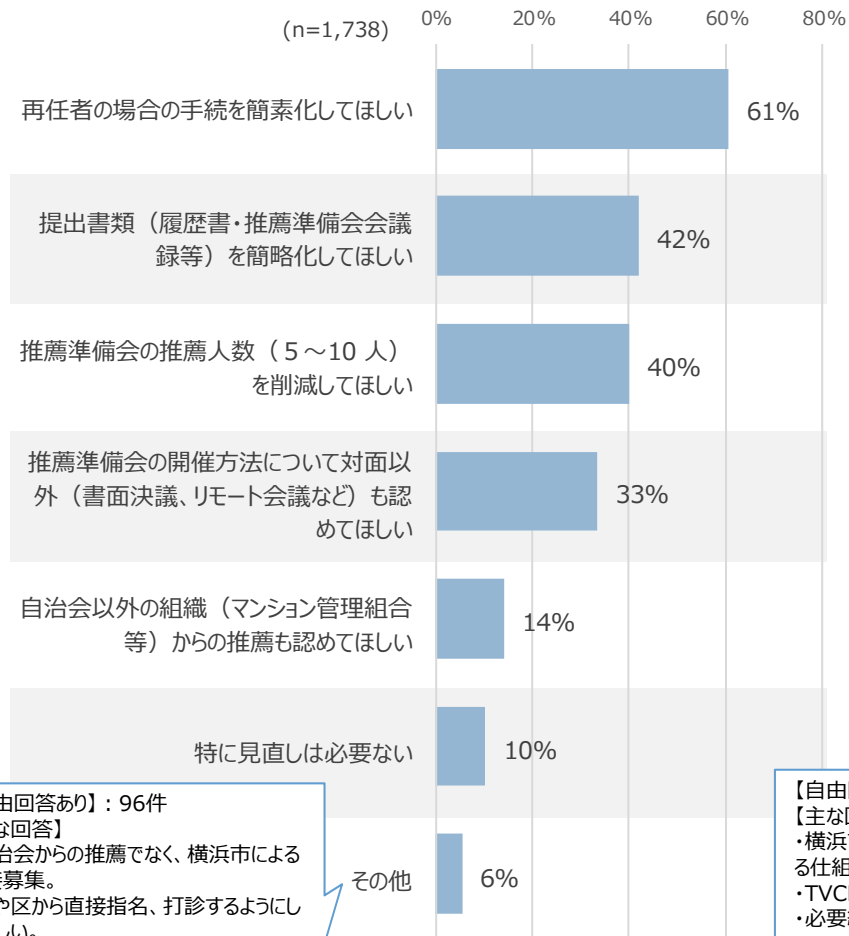




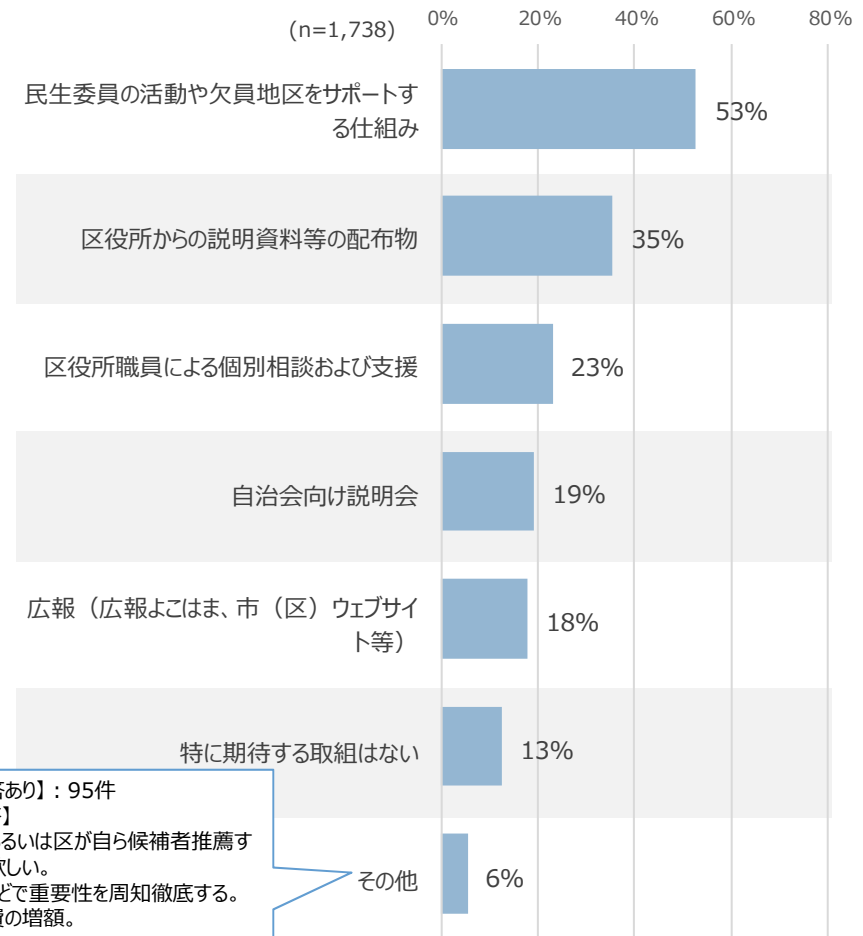
# 推薦手続で改善してほしい点／候補者推薦で市に期待する取組

- 推薦手続で改善してほしい点としては「再任者の手続を簡素化」が最も高く、6割を超える。
- 候補者推薦における横浜市に期待する取組としては「民生委員の活動や欠員地区をサポートする仕組み」が53%で最も高い。

Q7\_3 推薦手続で改善してほしい点（複数回答）



Q7\_4 候補者推薦で市に期待する取組（複数回答）



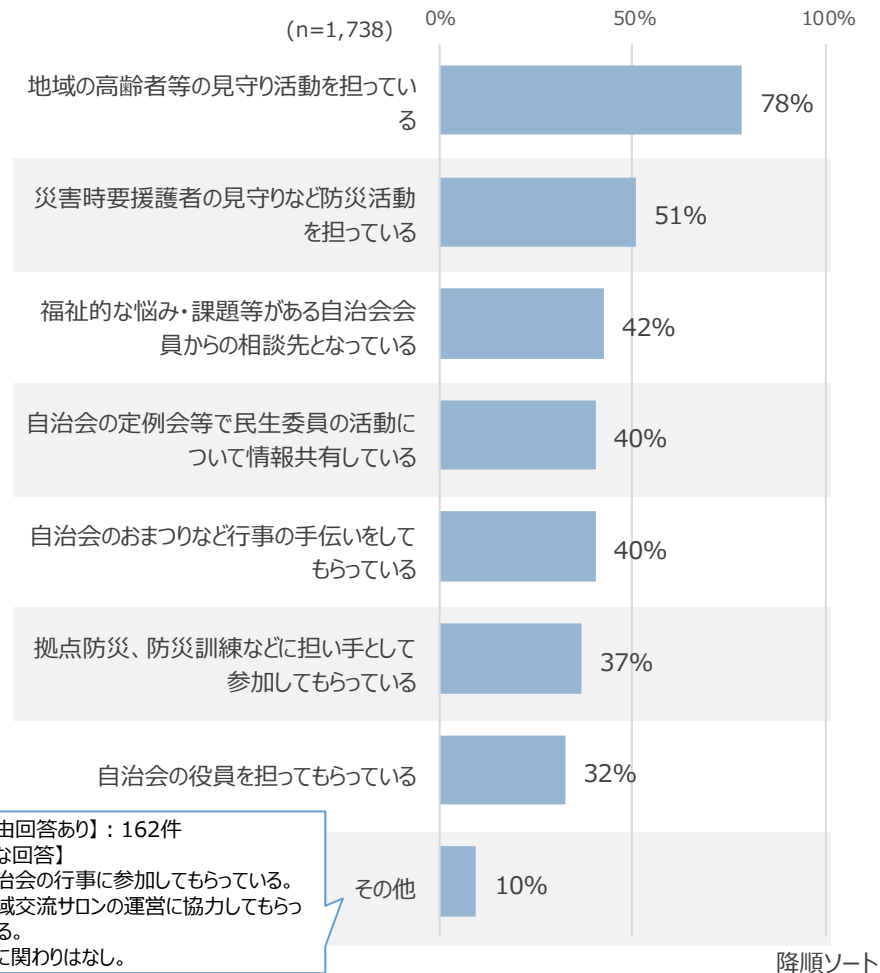
降順ソート

降順ソート

# 自治会と民生委員の関わり／民生委員の活動をサポートする取り組み

- 自治会と民生委員の関わりについては、「地域の高齢者等の見守り活動」が78%で最も高く、「災害時要援護者の見守りなど防災活動」が51%で次に高い。
- サポートのための自治会の取組について自由記述の内容で多かったものは「自治会と民生委員との情報交換・共有化」が3割以上を占め、最も高い。

Q8\_1 自治会と民生委員の関わり（複数回答）



Q8\_2 サポートのために自治会が実施している取組（自由記述）

取組内容	(件)	(%)
情報交換・共有化	219	31%
高齢者等の見守り	92	13%
活動費等の支給	91	13%
相互協力・連携体制の強化	67	9%
福祉関連行事の実施・サポート	44	6%
要援護者支援の関連業務	35	5%
コミュニケーションの推進	25	4%
イベントへの参加	17	2%
相談事への対応	16	2%
設備の共用	12	2%
資料等の配布	7	1%
高齢者等への取次	5	1%
高齢者等との昼食会等の実施	4	1%
防災訓練	4	1%
賛助会員の拡大	1	0%
民生委員の必要性が不明	1	0%
その他	56	8%
特になし、わからない	112	16%
合計	711	100

## 【主な回答】

- 情報を共有するために福祉会を隔月開催している。そこで得たことを「自治会だより」にて会員へ知らせている。
- 定期的に活動状況等の報告を受け情報を共有している。
- 高齢等の見守り活動を町会役員と民生委員が共に行っている。
- 年2回程度要援護者の見守りを一緒にやっている。
- 自治会から若干の委員手当を支給している。

※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

# 民生委員・児童委員全般について(自由記述)

- 民生委員、児童委員に関するご意見としては、制度に関するものが全体の45%を占め最も高く、委員の活動に関するものが40%で次に高い。制度については、推薦等の制度そのものの見直しの要望が多く、民生委員の推薦業務の負担の大きさがうかがえる。

Q9\_民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について

	(件)	(%)
制度について	293	45%
推薦等の制度の見直し	99	15%
人材不足	58	9%
年齢制限等の見直し	54	8%
個人情報の制約が大きい	32	5%
委員の必要性が不明	23	4%
人数配置の見直し	13	2%
手続等の簡略化	7	1%
制度の拡充	7	1%
委員の活動について	260	40%
活動の負担や責任が大きい	90	14%
活動内容がわからない	71	11%
活動費の支給・増額、会費の軽減	70	11%
情報の共有化	17	3%
適性が不明	11	2%
自治会との関わりが不明	1	0%
行政への要望	76	12%
行政サイドの人材等の活用	41	6%
行政のサポートが欲しい	19	3%
行政自身が業務として担当	16	2%

※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

	(件)	(%)
その他	167	26%
自治会との協力体制の構築・見直し	23	4%
公募の活用	10	2%
本アンケートに関する要望・不満	8	1%
民間の活用	6	1%
特になし、現状でOK	48	7%
その他	72	11%
合計	647	100

## 【主な回答】

- ・ 制度の必要性及び民間への委嘱が時代に合わない。
- ・ 制度そのものが疲労しており、仕組み全体の見直しが必要なのではないかと考えている。
- ・ 活動範囲、量が、多すぎる。
- ・ 民生委員の時間的負担は多いと聞く。その様な委員の選出はどんどん困難になると思う。
- ・ 個人情報があるのでと言う言葉を楯にして、情報共有をしない方もいる。(活動が不透明)
- ・ 活動がよくわからない為、人選がなかなか難しい。
- ・ 見合った手当を出すべき。ボランティアとは違うのでは。



株式会社クリエイティブ・リンク

〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 1850-12  
<http://www.cre-link.jp>

## 青少年指導員の年齢要件の見直し等について

### 【趣旨】

青少年指導員の委嘱年齢要件の上限を見直し、原則として、新任 70 歳未満、再任 75 歳未満としました。

地域で青少年指導員を担う人材の拡大につながることを期待しています。

### 1 年齢要件の見直しについて

#### (1) 見直しの理由

##### ア 年齢要件を超過した青少年指導員の増加

現行では、推薦時の年齢要件は、新任で 65 歳未満、再任で 70 歳未満となっておりますが、いずれも「原則」としているため、適任者が見つからない等の理由により、新任、再任とも年齢要件を超える指導員が多数活動しており、実態に合わない状況となっております。

##### イ 社会情勢の変化による担い手不足

共働き世帯の増加や定年年齢の引き上げ等の社会情勢の変化によって、今後ますます青少年指導員の担い手を確保することが困難となることが予想されます。

以上のことから、市青少年指導員連絡協議会とも協議のうえ、年齢要件の上限を見直し 5 歳引き上げることになりました。

#### (2) 見直しの内容

【現行】 原則として 新任 65 歳未満、再任 70 歳未満

↓

【見直し後】 原則として 新任 70 歳未満、再任 75 歳未満

#### (3) 実施時期

令和 5 年 7 月から

### 2 今後の取組について

年齢要件の見直しとあわせて、青少年指導員の担い手の確保を進めるため、活動の概要説明資料（ちらし）や広報よこはま等において指導員活動の周知に取り組みます。

### 3 今後のスケジュール（予定）

7 月 区連会で御説明（年齢要件の見直しについて）

11 月 市町内会連合会定例会（第 29 期推薦事務に関するお願い）

・推薦関係書類、活動概要説明資料配布

2 月 推薦書提出

担当 こども青少年局青少年育成課 小松、高尾

電話 671-2324



# 鶴見消防団だより

Vol.10  
令和5年7月号

第二分団・第三分団・第四分団・第五分団・第六分団・第七分団・第八分団・第九分団

特

◆◆◆ 新入団員研修・新入団員紹介 ◆◆◆

集

## 新入団員基礎研修（座学・実技）

4月14日（金）座学、16日（日）実技を実施しました。鶴見を守る、未来につながる、新たに21名の仲間たち！インタビュー及び研修の様子をご紹介します。

### 鶴見の平和を守る！



新入団員集合写真（香取団長を囲んで）

#### 辞令交付式



鶴見消防団辞令交付式

#### 実技 礼式訓練



#### 座学

消防団に入団すると、辞令交付後、座学と実技の基礎研修があります。実技は以下3項目。仲間と共に励みます。

#### 実技 放水訓練



- 礼式訓練
- 消防ホース取扱訓練
- 放水訓練

## 消防団員募集！

### 私たち、普段は鶴見区民です！

消防団は地域の防災リーダーとして、家族、区民の安全・安心を守ります。

現在、男女合わせて約480名の団員が活動しています。**性別、年齢、職業に関わらず、同じ思いの仲間がいる！**大事なのは「できるか、できないか」ではなく、「やるか、やらないか」。あなたのチャレンジを待っています！

※男女を問わず、年齢18歳以上、70歳未満で、鶴見区に居住、勤務し、又は在学している健康な方であれば入団できます。年間一定の金額が報酬として支給され、災害など活動に応じて手当が支給されます。

人の役に立ちたい、地域に貢献を！

新入団員 佐々木さん



○職業：理学療法士  
消防団員みんなで力を合わせて地域を守り、消火活動、救助活動の訓練を、生活及び職場で役に立てたいです。

自宅介護の経験を地域の人々へ！

新入団員 久保さん



○職業：会社員  
応急手当指導員の資格を目指して、応急手当の仕方やAEDの使い方等を区民の皆さんに広めて、鶴見をNo.1の応急手当普及の街にしたいです。

活動内容は鶴見消防団ホームページに掲載、ぜひご覧ください。

鶴見消防団

検索

ホームページQRコード



お問い合わせ先 鶴見消防署 消防団係

☎ 045-503-0119



自治会・町内会長 各位

鶴見消防団長

## 令和5年度鶴見消防団消防操法技術訓練会の開催について（御案内）

平素から消防団活動に御理解と御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

このたび、鶴見消防団の日頃の訓練成果を披露するため、4年ぶりに鶴見消防団消防操法技術訓練会を開催いたします。

つきましては、御来賓の皆さまから激励をいただきたく、恐縮ではございますが、御出席賜りますよう御案内申し上げます。

### 1 日時

令和5年9月10日（日）9時00分から12時00分まで

※ 荒天の場合、9月17日（日）同時刻に順延となります。

### 2 会場

曹洞宗大本山總持寺 大駐車場（横浜市鶴見区鶴見二丁目1番1号）

### 3 訓練内容

小型ポンプ操法（計8隊）

### 4 御出席の回答について

大変お手数ではありますが、出席の可否及び延期時の連絡先について、8月13日（日）まで、次のいずれかの方法で鶴見消防署総務・予防課消防団係あて御連絡ください。

- ・ F A X（045-503-0119）※添付の F A X 送信状を記載してお送りください。
- ・ 電話（045-503-0119）※平日8時45分～17時00分の間にお電話ください。
- ・ メール（[sy-turudan@city.yokohama.jp](mailto:sy-turudan@city.yokohama.jp)）

### 5 その他

- (1) 御来場の際は、原則として公共交通機関を御利用いただきますようお願いいたします。
- (2) 御不明な点につきましては、担当者までお問合せください。

#### 【お問合せ先】

鶴見消防署総務・予防課消防団係

担当：橋本、斎藤

電話・FAX：045-503-0119

メール：sy-turudan@city.yokohama.jp

# FAX 送信状

令和5年 月 日

「 鶴見消防署消防操法技術訓練会 」

御出席 ・ 御欠席

(いずれかを○で囲んでください)

日時：令和5年9月10日(日)

令和5年9月17日(日) ※予備日

9時00分～12時00分

自治会・町内会名

お名前

電話番号

※中止、延期の際にご連絡させていただきます。



# 令和5年度 秋の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

## 目的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

## 実施期間

- 1 令和5年9月21日(木)～9月30日(土)の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(土)

## スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから  
高齢者 模範を示そう 交通マナー



## 運動の重点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止

### ◆◆◆令和4年中 市内状態別交通事故発生状況◆◆◆

	全事故件数		全事故死者数		子どもの事故		高齢者の事故		自転車事故		二輪車事故		飲酒運転事故	
	前年比	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴見区	669	94	4	3	46	2	201	18	223	37	206	29	1	-3
神奈川区	363	-113	3	0	11	-20	130	-24	75	-24	114	-47	1	-3
西区	255	18	3	3	8	-2	78	1	54	15	73	5	1	1
中区	384	-57	1	-3	18	-7	147	16	91	-11	105	-15	5	1
南区	328	-33	2	2	16	-8	115	-25	81	-25	129	9	3	1
港南区	477	44	2	1	47	14	168	3	102	17	153	24	2	0
保土ヶ谷区	454	0	0	-3	25	4	133	-45	77	8	194	36	2	1
旭区	528	9	2	1	25	-8	185	22	91	2	193	1	7	5
磯子区	311	-56	1	-2	30	1	101	-31	72	-18	107	-36	1	-3
金沢区	506	-57	2	1	31	-22	173	-18	154	14	163	-45	2	2
港北区	512	-6	2	1	25	-18	141	-2	137	14	152	-8	2	-2
緑区	371	-20	5	3	28	-13	119	-12	74	-8	104	5	4	0
青葉区	543	-70	1	-2	42	4	186	-18	110	-10	150	-9	2	-1
都筑区	438	-15	4	1	41	10	132	-4	100	-3	118	-4	3	3
戸塚区	514	-126	4	-2	34	0	145	-42	88	-19	189	-49	1	-1
栄区	193	-9	0	0	10	-2	75	-11	35	2	63	-20	0	0
泉区	272	7	0	-2	23	2	106	15	65	7	87	-3	0	0
瀬谷区	374	-1	2	0	25	-3	136	7	105	-5	117	6	3	0
横浜市内	7,492	-391	38	2	485	-66	2,471	-150	1,734	-7	2,417	-121	40	1

# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- ・「運動の重点」に基づき、市民の命を守ることを第一に、地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- ・ 9月30日の「交通事故死ゼロを目指す日」には、キャンペーンを開催し、市民等に対して周知徹底を図ります。

\*\*\*交通事故死ゼロを目指す日\*\*\*

交通安全に対する国民の意識を高めるため、2008年に国民運動として「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、4月10日と9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」とされました。

(9月30日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

## 横浜市・区

- ・ 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の実施について計画し、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- ・ 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、安全運転サポート車(略称:サポカー)の普及啓発等を図ります。
- ・ 自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進します。

## 警察

- ・ 交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- ・ 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- ・ 高齢者、子ども、二輪車運転者及び自転車利用者など、対象に応じた交通安全教育を積極的に推進します。
- ・ 広報の働きかけや交通事故分析資料の提供を積極的に推進します。
- ・ 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会

- ・ キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- ・ 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを実施し、交通安全ひとこえ運動やハンドルキーパー運動を推進します。また、自転車損害賠償責任保険等の加入を推進します。

## 教育関係

- ・ 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を強化します。
- ・ 二輪車・自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

## 道路管理者・鉄道事業者

- ・ 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- ・ 道路情報板、駅広報、車内広報を活用し、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 地域

- ・ 夕暮れ時の交通事故防止のため、前照灯は早めに点灯しましょう。
- ・ シートベルトやチャイルドシート着用の必要性とその効果について正しく理解し、すべての座席で正しい着用の実践とその習慣づけを図りましょう。
- ・ 酒類販売業者等と協力して、運転する人には酒類を絶対に提供しないよう、ハンドルキーパー運動の輪を広げるなど地域ぐるみの運動を行いましょう。
- ・ 関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない気運を高めましょう。



横浜市交通安全対策協議会  
(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課  
電話045(671)2323



# 鶴見消防署 インフォメーション



## ⚠️ たばこの火災に注意しましょう ⚠️

鶴見区内では、たばこによる火災が最も多く発生しています。

たばこの火種はとても小さく、落下しても気付かず時間の経過で大きく燃え広がる特徴があります。

**出火防止対策**【寝具の近くで吸わない、吸殻は水をかけてから捨てる、灰皿代わりに空缶等を使わない】

### ◆ 鶴見区内の災害・救急概況

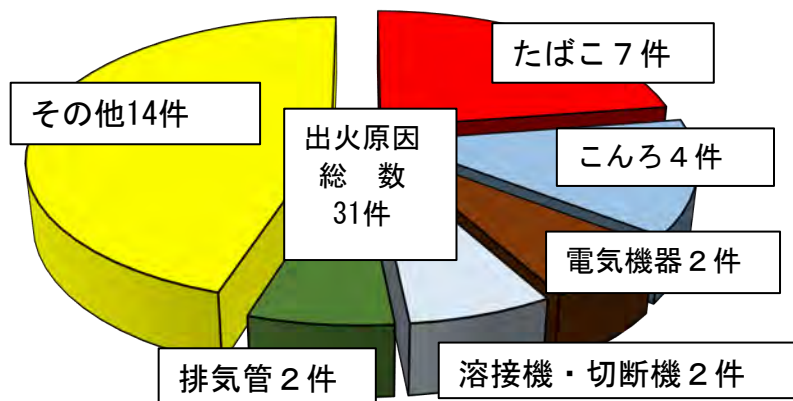
年別		R5年	R4年	増△減
区分				
火災件数		31	24	7
火災種別	建物	15	15	0
	林野	0	0	0
	車両	6	3	3
	船舶	0	0	0
	その他	10	6	4
損害程度	焼損面積 (㎡)	598	69	529
	死者	0	1	△1
	負傷者	7	5	2
主な火災原因	たばこ	7	5	2
	こんろ	4	5	△1
	電気機器	2	0	2
	溶接機・切断機	2	0	2
	排気管	2	1	1
	その他	14	13	1
救急件数		8,958	8,442	516
救急種別	急病	6,352	5,940	412
	交通事故	372	381	△9
	一般負傷	1,490	1,431	59
	その他	744	690	54

### ◆ 横浜市内の災害・救急概況

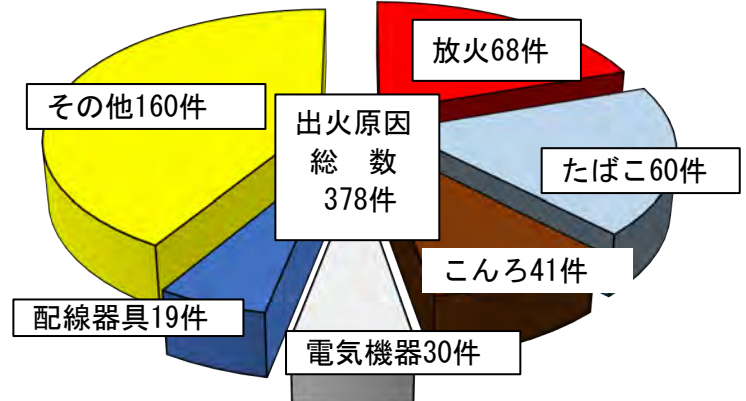
年別		R5年	R4年	増△減
区分				
火災件数		378	334	44
火災種別	建物	214	224	△10
	林野	0	0	0
	車両	42	33	9
	船舶	0	0	0
	その他	122	77	45
損害程度	焼損面積 (㎡)	4,031	3,096	935
	死者	7	8	△1
	負傷者	57	63	△6
主な火災原因	放火(疑い含む)	68	43	25
	たばこ	60	50	10
	こんろ	41	39	2
	電気機器	30	42	△12
	配線器具	19	16	3
	その他	160	144	16
救急件数		116,999	113,227	3,772
救急種別	急病	82,507	79,056	3,451
	交通事故	4,219	4,230	△11
	一般負傷	21,173	20,978	195
	その他	9,100	8,963	137

(令和5年1月1日～6月30日 昨年同期比較)

区内



市内



**住宅防火診断により、火災の危険をチェックしましょう。**

高齢者世帯等へ消防職員がお伺いし、こんろ、ストーブ、たばこ、コンセントなど、火災の危険が潜む箇所をご本人と一緒にチェックします。もちろん費用はかかりません。

お問合せは、鶴見消防署 総務・予防課 予防係 予防担当まで ☎ 045(503)0119

# 消毒用アルコールを安全に取り扱うための注意事項

・消毒用アルコールは、とても引火しやすい液体です。

・絶対に、火気の近くでは使用しないでください。



・バーベキューの際に消毒用アルコールを火に直接かけるのは絶対にやめましょう。爆発的に炎上します。

・手指消毒をしたら完全に乾いてから花火を楽しみましょう。消毒直後の花火は危険です。



・容器を置いたり保管したりする場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。

・容器などを落下させたり、衝撃を与えたりしないでください。

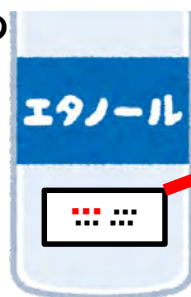


・密閉した室内で大量に噴霧しないようにしましょう。

※霧状になると、引火する危険性が増します。特に火気に注意しましょう。



・消毒用アルコールを詰め替えた容器には、消毒用アルコールであることや、「火気厳禁」などの注意事項を記載しましょう。



(記載例)

火気厳禁 アルコール類  
水溶性 危険等級II



# 鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和5年6月  
鶴見警察署・生活安全課  
6月末暫定値

## 1 罪種別認知状況（年中累計 前年同期比）

年別	罪種別	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯			知能犯		風俗犯		その他	合計
		殺	強盗	放火	強制性交等	暴行	傷害	脅迫	恐喝	侵入盗	乗り物盗	非侵入盗	詐欺	その他	わいせつ	その他		
令和5年6月末		3	4	1	1	14	25	1	1	33	202	200	37	1	8	0	77	608
令和4年6月末		1	1	0	4	15	23	2	2	14	113	170	29	1	8	0	69	452
前年比		+2	+3	+1	-3	-1	+2	-1	-1	+19	+89	+30	+8	0	0	0	+8	+156



## 2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺（年中累計 前年同期比）

年別	手口別	侵入盗					乗り物盗				非侵入盗					合計			
		空き巣	忍込	出店荒	事務所荒	その他	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	小計	車上ねらい	ひったくり	自動販売機ねらい	万引き	部品のねらい		その他	小計	
令和5年6月末		14	1	7	1	10	33	4	40	158	202	6	2	1	104	16	71	200	435
令和4年6月末		2	0	1	3	8	14	2	9	102	113	17	0	0	60	13	80	170	297
前年比		+12	+1	+6	-2	+2	+19	+2	+31	+56	+89	-11	+2	+1	+44	+3	-9	+30	+138

特  
殊  
詐  
欺  
（  
旧  
選  
り  
込  
め  
詐  
欺  
）

30  
30  
0

特殊詐欺被害総額 73,230,170円

### キャッシュカード詐欺盗被害…1人 2,459,000円

警察官や銀行協会職員、デパート店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

### オレオレ詐欺被害…15人 24,850,000円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

### 預貯金詐欺被害…5人 35,850,000円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

### 還付金詐欺被害…8人 9,516,170円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

### 架空請求詐欺…1人 555,000円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。

# 地域安全情報

鶴見警察署  
生活安全課  
防犯少年係

令和5年6月末暫定値

## 町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	窃盗犯発生件数			ひったくり			空き巣			自転車盗		
	令和5年 6月末	令和4年 6月末	前年比	令和5年 6月末	令和4年 6月末	前年比	令和5年 6月末	令和4年 6月末	前年比	令和5年 6月末	令和4年 6月末	前年比
総 数	435	297	+138	5		+5	14	2	+12	158	102	+56
朝 日 町	6	2	+4			0			0	3	1	+2
安 善 町		1	-1			0			0			0
市 場 上 町	3	1	+2			0	2		+2	1	1	0
市 場 下 町	3		+3			0			0	3		+3
市 場 西 中 町	1	1	0			0			0	1		+1
市 場 東 中 町	6	1	+5			0			0	6		+6
市 場 富 貴 町	1	2	-1			0			0	1		+1
市 場 大 和 町	4	1	+3			0			0	2	1	+1
潮 田 町	7	8	-1			0			0	3	3	0
江 分 崎 町	8	10	-2			0			0	7	4	+3
小 野 町	1	1	0			0			0	1	1	0
梶 山 町	5	4	+1			0			0	3	4	-1
上 末 吉 町	9	9	0			0	1		+1	3	4	-1
上 の 宮 町	1		+1			0			0			0
寛 政 町	5	1	+4			0			0	2	1	+1
岸 谷 町	10	6	+4			0	1		+1	3	3	0
北 寺 尾 町	10	7	+3			0	2		+2			0
駒 岡 町	36	20	+16			0			0	7	4	+3
栄 町 通	6	4	+2			0			0	5	2	+3
汐 入 町	7	2	+5			0	1		+1	3	1	+2
柳 子 谷 町	7	12	-5			0			0		2	-2
下 野 谷 町	11	6	+5			0			0	2	3	-1
尻 手 町	14	13	+1			0			0	7	7	0
下 末 吉 町	15	12	+3			0			0	8	5	+3
末 広 町	1	2	-1			0			0			0
菅 沢 町	3	3	0			0			0	1	3	-2
諏 訪 坂 町		1	-1			0			0			0
大 黒 町	1	1	0			0			0			0
大 黒 心 頭 町	8	5	+3			0			0			0
大 東 町	1	2	-1			0			0			0
佃 野 町	5	3	+2			0			0	4	1	+3
鶴 見 中 央 谷 町	6	2	+4			0			0	1	2	-1
寺 谷 町	90	53	+37	1		+1	3		+3	27	18	+9
寺 谷 町	2	2	0			0			0	2		+2
寺 谷 町	35	16	+19	3		+3			0	10	4	+6
仲 通 町	6	4	+2			0			0	3	3	0
生 麦 町	15	11	+4			0			0	6	6	0
浜 町	4	1	+3			0			0	3	1	+2
馬 場 町	7	3	+4			0	1		+1	2	1	+1
東 寺 尾 町	7	10	-3			0		2	-2	2	2	0
東 寺 尾 北 谷 町		1	-1			0			0			0
東 寺 尾 中 谷 町	2	3	-1			0			0	1	3	-2
東 寺 尾 東 谷 町		1	-1			0			0		1	-1
平 安 町	6	2	+4	1		+1			0	4	1	+3
弁 天 町	3		+3			0			0	2		+2
本 町 通	13	5	+8			0	1		+1	5	2	+3
三 池 公 園 町		1	-1			0			0			0
向 井 町	7	4	+3			0			0	2	1	+1
元 宮 町	21	20	+1			0			0	4	2	+2
矢 向 町	16	17	-1			0	2		+2	8	4	+4

# 交通事故発生状況

令和5年7月  
鶴見警察署 交通課

6月末概数

## 管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
5年	309	1	14	339	353
4年	331	2	9	346	355
増減数	-22	-1	5	-7	-2
増減率	-6.6%	0.0%	55.6%	-2.0%	-0.6%

## 県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
5年	10,402	58	12,213
4年	10,157	58	11,677
増減数	245	0	536

## 管内発生状況 (6月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
5年	53	0	4	54	58
4年	60	1	1	65	66
増減数	-7	-1	3	-11	-8

### 夏の交通事故防止運動

7月11日(火)~20日(木)

#### 重点

- 過労運転・無謀運転の防止
- 高齢者と子供の交通事故防止
- 自転車・二輪車の交通事故防止

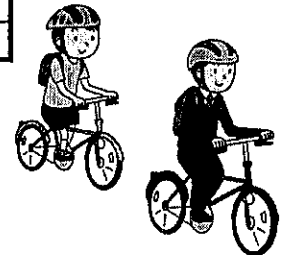
以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

### 路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他		
5年	29	21	0	20	12	8	33	175	11
4年	26	29	1	22	23	8	49	158	15

### 曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
5年	31	42	51	54	49	45	37
4年	28	49	54	51	58	53	38



4月から大人も子供もヘルメット着用が努力義務になりました。

### 時間別

	0時~	2時~	4時~	6時~	8時~	10時~	12時~	14時~	16時~	18時~	20時~	22時~
5年	7	3	7	31	49	32	36	39	41	35	21	8
4年	7	5	15	33	52	31	36	31	50	44	14	13

### 町名別 (区内多発順)

	鶴見中央	駒岡	生麦	下末吉	北寺尾	矢向	東寺尾
5年	40	26	25	22	17	15	13
4年	40	33	23	20	12	24	17

※ 当月累計の多発順を元に掲載しています。常に発生が多い地区ではありません。

### 事故類型別

	車両単独	車両同士					人対車両		列車
		正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
5年	17	6	47	72	52	45	40	29	1
4年	33	4	53	53	66	66	22	34	0



### 関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
5年	30	90	91	106
4年	20	108	104	118

①横断歩行者がかかわる交通事故

②子供のかかわる交通事故

が増加しています。

車はもちろん、自転車でも右左折時や見通しの悪い

交差点を通行するときには、十分に安全確認をしましょう。

ご家庭でも、お子様への交通事故防止の声掛けをお願い

いたします。

鶴見警察署  
マスコットキャラクター  
かける&まい



第16回

2023年 11月 19日(日)

受付時間：11:00～11:30

イベント開始：12:00～16:00

集合場所：鶴見大学体育館

JR鶴見駅西口より徒歩10分

横浜市営バス41系統「総持寺前」下車徒歩3分

雨天決行

参加費  
無料

# トレジャーハンティング

in つるみ



# Treasure



ゲームもあるよ♪



ぼうさいたいけん とお ぜいきん しく たいせつ たの まな  
防災体験を通して税金の仕組みや大切さについて楽しく学べるイベントです!!

※90チーム募集(応募多数の場合、抽選になります)

### 募集期間

2023年9月1日(金)～2023年9月30日(土)まで

### 参加対象者

鶴見区内在住または区内小学校在籍中の小学生  
1チーム小学生と保護者1名以上を含む5名以内の組み合わせで参加してください。  
(親子関係でなくても可)(未就学児でも参加関係者であれば可)

### 応募方法

本紙裏面の注意事項をご確認の上、募集期間内に右記QRコードより  
Webサイトへお進みいただき、必要事項をご記入(チェック)の上  
お申し込みください。

CHECK

インスタも  
チェック  
してね♪



お申し込みフォーム  
はこちらから



公益社団法人 鶴見法人会事務局 対応時間：平日10:00～17:00 TEL:045-521-2531 FAX:045-503-2051

主催：公益社団法人 鶴見法人会青年部会 後援：鶴見区役所、鶴見警察署、鶴見消防署、鶴見大学



## 注意事項

- 開催日時：11月19日(日) 12:00より開会式をスタートします。  
全てのプログラム終了予定時刻は16:00です。
- 開催場所：鶴見大学体育館
- 受付時間は11:00～11:30になります。
- 募集期間：9月1日～9月30日
- 募集人数：鶴見区内在住または区内小学校在籍中の小学生と保護者1名以上。全員で5名以内の募集です。
- 参加関係者であれば未就学児もご参加可能です。
- 参加する保護者と小学生は親子でなくても構いません。
- 参加予定の保護者の方には、本事業実施前の説明会に参加していただきます。(日時、会場は、当選者に後日ご連絡いたします。)(以下、保護者説明会と表記)
- 障がいのある方もご参加いただけます。付添いの方を含め1チーム5名までとなります。  
(保護者説明会の受付の際に、スタッフまでお声がけください)
- 参加者全員の住所・氏名・電話番号を事前に申込書に記入していただきますが、「トレジャーハンティング in つるみ」以外には使用いたしません。
- 一般参加者用の駐車場のご用意はありませんので、当日、会場への自動車および自転車でのご来場は固くお断りさせていただきます。公共交通機関をご利用ください。
- 本事業に対して、主催者側は最大575万円の傷害保険に加入しています。ただし、事故などによる損害が、保険金額を上回る部分に関しては自己責任とし、主催者側は免責とさせていただきます。
- 事前にお申し込みされていない方の当日参加はできません。(事前申込制)
- 原則として申込書に記載のない方の参加および人員変更はできません。
- 重複の申し込みはできません。
- 昼食時間をごさいますのでお食事は済ませてからお越しください。
- ゴミは各自管理し、持ち帰るようお願いいたします。
- 鶴見大学体育館は土足禁止となりますので内履き・下足入れ(袋など)をご持参ください。
- 公共交通機関でご来場される場合は、他の乗客のご迷惑にならないようご配慮をお願いいたします。
- 徒歩での移動が多いため、体調や気分が優れない方は参加をご遠慮ください。
- 移動中は交通ルールを守り、くれぐれも事故のない行動を心がけてください。
- 雨天決行ではありますが、荒天などによりイベントを中止する場合は、当日午前9時までに各チームの責任者に通知が届きます。
- イベント中の喫煙及び飲酒をご遠慮ください。立入禁止区域には、入らないようお願いいたします。
- お申し込み多数の場合は抽選となります。
- イベント当日、運営・メディアの撮影・取材・配信を予定しております。その際、参加者が写真・映像等に映り込む可能性がございます。予めご了承ください。
- 体調不良等で、途中棄権の場合は必ず、(公社)鶴見法人会事務局(045-521-2531)まで、ご連絡ください。



お問い合わせは、鶴見法人会事務局まで

### 第16回トレジャーハンティング in つるみ

公益社団法人 鶴見法人会事務局 対応時間：平日10:00～17:00

TEL：045-521-2531 FAX：045-503-2051

E-mail：hojinkai@tsurumi.or.jp ホームページ URL：http://www.tsurumi.or.jp/



お申し込みフォーム





令和5年度

# 食生活等改善推進員養成講座

愛称：ヘルスマイト

“健康づくり”をキーワードに、身近な地域で元気に活動する、ボランティアの養成講座です。

「食生活・栄養」や「生活習慣病」、「運動」、「暮らしの衛生」、「歯周病予防」、「地域活動について」など、元気に暮らすコツ!を学び、あなたの得意分野で活躍しませんか♪

ヘルスマイト活動の様子

	日程	おもな内容
1	9月27日(水)	★食育 ★生活習慣病予防 ★食生活のポイント ★身体を動かして健康づくり ★お口の健康 ★食事バランスガイドの活用 ★食品衛生について ★調理実演 ★食生活等改善推進委員会の活動紹介
2	10月25日(水)	
3	11月22日(水)	
4	12月 1日(金)	
5	12月 6日(水)	
6	令和6年 1月10日(水)	
7	1月31日(水)	
8	2月14日(水)	
9	3月 6日(水)	



食育の話



バランスのよい食事の説明

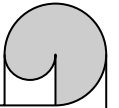
時間：午後1時30分～4時【全9回】

## ★お申込み・お問合せ★

横浜市鶴見福祉保健センター  
福祉保健課 健康づくり係  
電話 510-1827 FAX 510-1792

【詳しいお申し込み方法は裏面です】





## 食生活等改善推進員（愛称：ヘルスマイト）とは…



### ～私達の健康は 私達の手で～

本講座を修了した方が、“私達の健康は 私達の手で” を合言葉に、身近な地域で食の大切さを伝えたり、健康づくり活動に取り組んでいます。

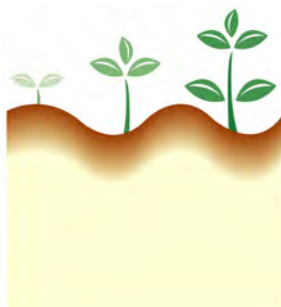
「食育講座」「ウォーキング」など、様々なテーマでの健康づくりを地域に提案し、健康づくりのお手伝いをしています。

ボランティアとして活動する自主的な団体で、全国的に組織されています。

※参考 財団法人 日本食生活協会ホームページ（食生活改善推進員）  
<http://www.shokuseikatsu.or.jp/>

## 【お申込み方法】

- ◆対象者 鶴見区在住で全9回出席し、鶴見区食生活等改善推進員会で活動できる人
- ◆定員 20人
- ◆費用 テキスト代（1,210円）
- ◆会場 鶴見区役所1階 予防接種室ほか
- ◆申込み 8月14日(月)から9月8日(金)までに電話またはFAXにて、お申し込みください  
氏名、年齢、住所、電話番号(連絡先)をお知らせください



### ★お申込み先★

横浜市鶴見福祉保健センター

福祉保健課 健康づくり係

電話 510-1827 FAX 510-1792



鶴 福 第 5 2 2 号

令和5年7月 7日

鶴見区自治会町内会長 様

鶴見福祉保健センター

福祉保健課長

「令和5年度 食生活等改善推進員養成講座」受講者の紹介について（依頼）

時下 皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より福祉保健センター業務に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当福祉保健センターでは地域住民の健康増進を推進する健康づくりのボランティアである食生活等改善推進員（愛称：ヘルスマイト）を養成する「食生活等改善推進員養成講座」を実施しております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、標記講座の主旨を御理解いただき、**受講に適任と思われる方がおられましたら、御紹介ください。**

御紹介いただく受講者につきましては、お電話またはFAXにて**令和5年9月8日（金）**までに**受講者のお名前、年齢、住所、電話番号**の御連絡をお願いします。

なお、広報つるみ区版8月号に本講座の募集記事を掲載しています。

詳しくは、別紙募集のチラシを御参照ください。

※ 御紹介いただいた皆様へは、受講案内を送付する予定です。

お問合せ

鶴見福祉保健センター

福祉保健課 健康づくり係

担当：井上 酒井

TEL：510-1827

FAX：510-1792

# 受講者紹介 F A X 送信票

【締め切 9 / 8】

送信先 0 4 5 - 5 1 0 - 1 7 9 2

鶴見福祉保健センター  
福祉保健課 健康づくり係  
井上・酒井 あて

紹介者 自治会町内会名

会長名

下記の方を食生活等改善推進員養成講座に紹介します。

ふりがな 氏 名		年齢	
電話番号			
住 所	<u>〒</u>		



# 鶴見区食生活等改善推進員の活動を 紹介します

食生活等改善推進員（愛称：ヘルスマイト）は「私たちの健康は私たちの手で」を合い言葉に食育を中心とした健康づくりのボランティア活動を行っている全国的な団体です。

地域のみなさまと健康づくりの輪を広げる活動をしています

## ●地域・イベント「食育の啓発」

乾物の香りあて・豆運びゲームなど



## ●「鶴見区健康づくり月間」

会員手製のバランスガイド展示・レシピの配布



●食育講座 …… 横浜市委託事業などを、世代別に開催しています。

令和2年コロナ禍での活動は、冊子配布による食の大切さをつたえる啓発活動をしました。

## ★育ち・学びの世代「三食しっかり食べる」



★働き・子育て世代「生活習慣病予防」「野菜たっぷり・塩分少なめ」

★稔りの世代「口から食べるを維持する」

## 研修をとおして会員同士の親睦を深めています

### ●定例研修会

会員が学ぶための研修（月1回開催）

### ●施設見学会（年1回開催）

防災施設見学、食品工場見学など

### ●新会員研修会・新幹事研修会・地区研修会

### ●ウォーキング



新会員研修で  
長い太巻き寿司づくり



そなエリア防災施設見学

～ヘルスマイトの仲間になりませんか～

鶴見福祉保健センターで養成講座を受講。修了後食生活等改善推進員に登録すると入会できます。

男性也大歓迎



【問い合わせ先】

横浜市鶴見福祉保健センター福祉保健課

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1 TEL.045-510-1827 FAX.045-510-1792

# 広報紙の配布部数の確認のお願い



… 配布謝金を振り込みます …

日ごろから、横浜市広報行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和5年度上半期の「広報よこはま」「県のたより」「ヨコハマ議会だより」の配布謝金を10月末までに、指定口座へ振り込みます。

金額は配布部数をもとに算出します。別紙に記載されている配布部数のご確認をお願いします。

問 鶴見区役所広報相談係

☎ 510-1680 fax 510-1891

配布実績と差異がある場合は

**8月4日(金)** までに

広報相談係までご連絡ください。

差異がない場合は**連絡不要**です。



広報よこはま

県のたより

議会だより (5月・7月)

Step1 確認



別紙に記載されている配布部数と謝金金額を確認

Step2 連絡

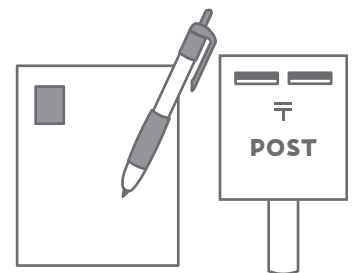


配布実績と差異があった場合、広報相談係に連絡

後日ハガキが送られてくる



Step3 返送



配布実績をハガキに記入して広報相談係まで返送

期日までにご連絡がない場合は、別紙に記載されている金額を振り込みます

※配布謝金は、区役所地域振興課へご提出いただいている「口座振替依頼書」の口座に振り込みます。「口座振替依頼書」が未提出の場合は、振り込みが遅くなる可能性があります。期限までにお手続きをお願いします

※配布謝金は広報紙の種類ごとに3回に金額を分けて同日に振り込みます

# 別紙

## △△△自治会・町内会 広報紙配布部数と配布謝金

対象月 広報紙 配布部数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期 配布部数 計 (A)	1部あたりの 配布謝金単 価 (B)	上半期 配布謝金 小計 (A)×(B)
	2紙	3紙	2紙	2紙	3紙	2紙			
広報よこはま	×××部	×××部	×××部	×××部	×××部	×××部	△,△△△部	9円	〇〇〇,〇〇〇円
県のたより			×××部	×××部				8円	〇〇〇,〇〇〇円
議会だより						4円		〇〇〇,〇〇〇円	
上半期配布謝金 合計									〇〇〇,〇〇〇円



## 「特別市制度 説明会～横浜市が目指す特別市とは～」の 開催について

横浜市にふさわしい大都市制度「特別市」の実現に向け、地区連合町内会長の皆さまには、昨年9月に山中市長との意見交換会、今年5月にも政策局との意見交換の場を設けさせていただきました。ご協力ありがとうございました。

このたび、特別市のさらなる理解促進のため、自治会町内会役員の方をはじめ、地域活動にご尽力いただいている皆さま（委嘱委員の方々など）を対象に、下記のとおり説明会を開催いたします。

恐れ入りますが、各自治会町内会にて参加者のとりまとめを賜りたく、ご協力をお願い申し上げます。

### 1 開催概要

- (1) 日時 9月20日（水）19時～20時30分（18時45分開場）
- (2) 場所 鶴見公会堂（豊岡町2-1 フーガ1 6・7階）
- (3) 内容 山中竹春 横浜市長による「特別市」の講演など
- (4) 対象 自治会町内会役員の皆さまをはじめ、地域活動にご尽力いただいている皆さま（委嘱委員等）

### 2 依頼事項

各自治町内会でとりまとめいただき、8月15日（火）までにお申し込みをお願いします。委嘱委員等の皆さまにつきましては、ご無理のない範囲でお声掛けをお願いします。

### 3 資料

- (1) 各自治会町内会長への依頼文
- (2) 横浜市が目指す「特別市」

令和5年7月19日

自治会町内会長 各位

政策局大都市制度推進本部室長  
鶴 見 区 長

## 「特別市制度 説明会～横浜市が目指す特別市とは～」の開催について

日頃から、横浜市政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、大都市制度「特別市（特別自治市）」の実現に向け取り組んでいます。特別市が実現されると、横浜市が地方事務のすべてを担い、効率的な行政運営をすることにより、行政サービスの向上やニーズに沿ったきめ細かいサービスを提供することができるようになります。

このたび、特別市に関する理解促進のため、鶴見区の自治会町内会の皆さまをはじめ地域活動に日頃ご尽力いただいている皆さまを対象に、説明会を開催させていただくこととなりました。つきましては、各自治会町内会にて参加者のとりまとめを賜りたく、ご協力お願いします。多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

### 1 開催概要

- (1) 日時 9月20日（水）19時～20時30分（18時45分開場）
- (2) 場所 鶴見公会堂（豊岡町2-1 フーガ1 6・7階）
- (3) 内容 山中竹春 横浜市長による「特別市」の講演など
- (4) 対象 自治会町内会役員の皆さまをはじめ、地域活動にご尽力いただいている皆さま（委嘱委員等）  
**※会場の都合上、各自治会町内会で委嘱委員の皆さまも含め3、4名以内での出席をお願いします。**

### 2 依頼事項

各自治会・町内会でとりまとめいただき、8月15日（火）までにお申し込みをお願いします。

### 3 申込方法

下記のいずれかの方法でお申し込みください。

【申込先】鶴見区地域振興課

・電子申請：横浜市電子申請・届出システム

・FAX：045-510-1892

（別紙申込書に必要事項をご記入いただき、ご送信ください。）

・Eメール：tr-chikatsu@city.yokohama.jp

（別紙申込書の必要事項をメール本文にご記入いただき、ご送信ください。）



電子申請用QRコード

### 4 参考資料

横浜市が目指す「特別市」

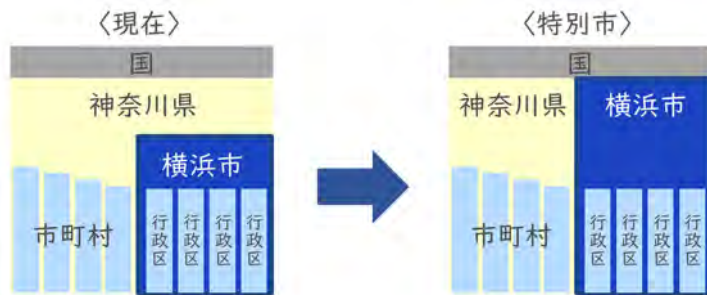
# 横浜市が目指す「特別市」

## ■特別市ってなに？

政令市である横浜市は、370万人を超える人口と、14.5兆円もの経済規模を持つ、四国4県とほぼ同じ規模の大都市ですが、神奈川県下の市町村の一つです。現在、保育所・幼稚園といった、こどもにかかわる施策などについて、県と市が分担あるいは重複して、それぞれの仕事を行っています。

市民に身近な横浜市が地方自治体の仕事を一括して担うことができるようになると、地域の声が届きやすく、素早い対応もでき、より市民サービスの向上や地域経済の一層の活性化が期待できます。そのための**新たな地方自治の仕組みが「特別市」**です。

### ＜特別市のイメージ＞

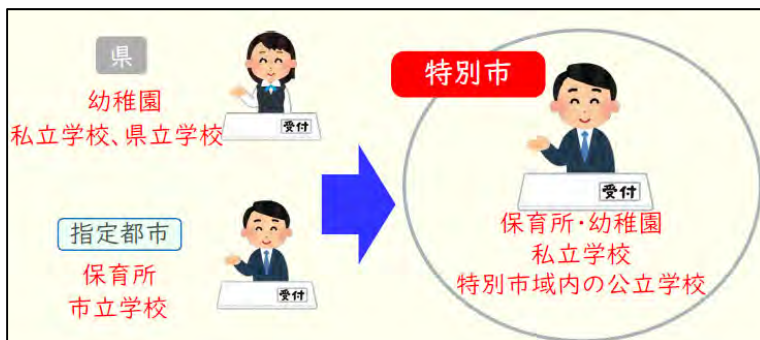


特別市になると横浜市内における県の仕事は、**全て横浜市が行うこと（業務の一本化）**になります

### 市と県で分かれている業務の一本化により

- ✓ 市民の皆さまの**利便性が向上**
- ✓ 市民の皆さまのニーズに沿った**きめ細かい行政サービスを提供**
- ✓ **効率的で迅速な行政運営を実現**

(具体的な例)



保育所・幼稚園など  
子育て・教育に関する  
様々な政策を一元的に展開

## ■特別市を実現するには？

現在、横浜市は他の政令市と協力して、「特別市」の仕組みをつくることを国に提案しています。

そのため、市民の皆さまに特別市を知っていただき、その必要性を理解していただくことが不可欠です。多くの市民の皆さまに、特別市の内容や意義が伝わるよう広報・周知を進めていきます。

# 参加申込書

## 「特別市制度 説明会 「～横浜市が目指す特別市とは～」

横浜市長が鶴見区にお伺いして、いま横浜市がめざす「特別市」をご説明します。

- 開催日 : 9月20日(水) 19:00～20:30 (開場 18:45)
- 場所 : 鶴見公会堂 (鶴見区豊岡町2-1 フーガ1 6・7階)
- 申込期間 : 令和5年7月19日(水)～8月15日(火)
- 申込方法 : 下記のいずれかの方法でお申し込みください。

【申込先】鶴見区地域振興課

- ・電子申請 : 横浜市電子申請・届出システム
- ・Eメール : tr-chikatsu@city.yokohama.jp  
(メール本文に下記項目をご記入の上、ご送信ください。)
- ・FAX : 045-510-1892



電子申請用 QR コード

FAX 申込用記入欄 (下記項目をご記入の上、この用紙をご送信ください。)

自治会名			
	ふりがな	役職	備考
	氏名		
1			
2			
3			
4			
特別市について、ご質問がある場合はご記入をお願いします。			

※役職欄には町内会内での役職や委嘱委員の職名をご記入ください。

※その他、補足事項がございましたら備考欄にご記入ください

令和5年7月19日

自治会・町内会長 各位

つるみ臨海フェスティバル実行委員会委員長 中村 壽晴

## つるみ臨海フェスティバル協賛へのお願い

拝啓 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、鶴見区の発展に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年3年ぶりに開催いたしました鶴見区民フェスティバルの一つである「つるみ臨海フェスティバル」について、本年も令和5年10月21日（土）に開催する運びとなりました。

当フェスティバルは、今回で33回目となり、前回は49,000人にのぼる参加者がありました。これもひとえに協賛をいただいている皆様方の御協力・御支援のおかげと心より感謝申し上げます。

本年も、区民誰もが安心して暮らせる温もりのある地域づくりを目指し、地域が一丸となって当フェスティバルを盛り上げて参りたいと考えております。

つきましては、趣旨に御賛同いただき、裏面を御参照に御支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

連絡先・問合せ先  
つるみ臨海フェスティバル実行委員会  
(鶴見区地域振興課) 井上、平山  
電 話 : 5 1 0 - 1 6 8 7

## 1 つるみ臨海フェスティバル開催内容（予定）

- (1) 開催日時：令和5年10月21日（土）9時30分～15時30分 予定  
(小雨でも決行しますが、荒天の場合は中止し、順延はしません。)
- (2) 会場：入船公園（鶴見区弁天町3-1）
- (3) 内容：町内会・各種団体・行政等による飲食・物販・展示の模擬店（約60店舗）、地域の学校や活動団体によるステージイベント（ダンス、演奏等）、スポーツ体験コーナー、フリーマーケット、他
- (4) 来場者数：約50,000人（見込み）
- (5) 実施体制：
- 主催： つるみ臨海フェスティバル実行委員会  
委員長 中村 壽晴（潮田西部地区連合会会長）
  - 共催： 鶴見区役所
  - 協賛予定： 鶴見区自治連合会、各企業・団体ほか

## 2 協賛金のとりまとめ等について

- (1) 協賛金額 一口 5,000円

※下記連合町内会に所属されております自治会・町内会におかれましては、  
一口 10,000円にてご協賛いただきますようお願い致します。

〔 潮田中央地区連合会・潮田東部地区自治会連合会・潮田西部地区自治連合会  
潮見橋地区連合会・小野町地区自治連合会・生麦第一地区連合会 〕

- (2) 取りまとめ方法

○自治会・町内会長様

連合会ごとに取りまとめますので、別紙の「協賛金申込書」に記載の上、協賛金を添えて連合町内会長様にお渡してください。

○連合町内会長様

9月19日（火）開催の区連会9月定例会の際に、連合ごとに取りまとめた協賛金を区役所地域振興課に御持参をお願いいたします。

## 第33回つるみ臨海フェスティバル協賛金申込書

つるみ臨海フェスティバルの趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

申込み日 令和5年 月 日

### ■申込者

自治会・町内会名		会長名	
★住所	〒 鶴見区		
★連絡先	TEL 045- -		
連絡担当者名（ふりがな）		連絡先	
領収書の希望	有 ・ 無		
領収書の宛名	（上記と異なる場合はご記入ください。）		

### ■協賛額 ※下線部分に口数及び金額をご記入ください。（複数口可）

_____ 口	計 _____ 円
---------	-----------

協賛金額 実行委員会構成自治会町内会※：- 口 10,000円

その他自治会町内会：- 口 5,000円

※下記連合町内会に所属されております自治会町内会におかれましては、  
一口 10,000円にてご協賛いただきますようお願い致します。

〔 潮田中央地区連合会・潮田東部地区自治会連合会・潮田西部地区自治連合会  
潮見橋地区連合会・小野町地区自治連合会・生麦第一地区連合会 〕

※自治会・町内会長様は、この協賛金申込書に協賛金を添えて、連合町内会長様にお渡し願います。

### ■お問合せ 鶴見区役所地域振興課

つるみ臨海フェスティバル担当 井上、平山

TEL 045-510-1687 FAX 045-510-1892



つるみ大好き 私のふるさと

第33回

# つるみ臨海 フェスティバル



## 模擬店

地元自治連合会、  
企業、団体、行政による  
60以上ものブースが  
出店!

## ステージイベント

地元の学校や団体に  
よる演奏、ダンス等の  
パフォーマンスショーが  
盛りだくさん!

## みんなで踊ろう!! 鶴見ふるさと音頭

鶴見の魅力がギュッと  
つまんだふるさと音頭!  
おともどもも一緒に踊ろう!!  
(時間) 14:55~(予定)



## スポーツ・ 遊び体験

最新のスポーツや  
懐かしい昔遊びなど、  
たくさんの楽しい  
体験コーナーも!

## スタンプラリー

会場内の各ポイントに  
あるスタンプを集めて、  
すてきなプレゼントを  
もらおう!

## ふれあい移動動物園

ポニー乗馬体験! (人数制限あり)

動物にえさをあげたり、抱いたり、さわったり!!  
(時間) 10:00~12:00  
13:00~15:00



## 豪華賞品が当たるかも!? お楽しみ抽選会

提供: (公社) 神奈川県宅地建物取引業協会  
横浜鶴見支部  
(時間) 15:15~(予定)

みんなで創ろう  
つるみ臨海部

祭



日時 令和5年 **10月21日** 土

9:30~15:30 (小雨決行)

◎荒天時は中止し、順延はしません。  
◎少雨の際は、プログラムの一部が変更となる場合があります。

場所 **入船公園** 鶴見区弁天町3-1

- ◆JR鶴見線「浅野」駅より徒歩1分
- ◆「鶴見」駅東口から市営バス15・27系統「入船橋」バス停より徒歩3分

★当日は、一般の方の駐車場はありません。  
徒歩または公共交通機関をご利用ください。皆様のご協力をお願いいたします。

【主催】つるみ臨海フェスティバル実行委員会

【共催】鶴見区役所 【問合せ先】つるみ臨海フェスティバル実行委員会事務局(鶴見区地域振興課内) TEL:045-510-1687 FAX:045-510-1892







# あなたの写真がカレンダーに

令和6年鶴見区自治連合会カレンダーの写真を募集します

8月1日(火) ~ 8月25日(金)

採用者には賞品を  
プレゼント



図書カード3,000円分、  
カレンダー

区役所では令和6年版の鶴見区自治連合会カレンダーを作製するにあたり、区民の皆さまからカレンダーに使用する写真を募集します。

採用された方には賞品をプレゼント！あなたが撮った渾身の一枚をご応募ください。鶴見の魅力あふれる作品をお待ちしています。

応募条件： 鶴見区在住・在勤者で、自治会町内会の活動に興味関心のある方

応募写真： 鶴見区内で応募者本人が撮影した未発表作品 / 1人3点まで

横型 / 解像度 350dpi 以上推奨 / ファイル形式：jpg, jpeg, png

応募期間： 令和5年8月1日(火) ~ 25日(金) ※郵送の場合は消印有効

応募方法： ① 横浜市電子申請・届出サービスから必要事項を入力し応募 (IDの登録が必要です)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/event-bosyu/jichiren-calendar.html>

② 写真データを保存したCD-R等のメディアを裏面の送付表を付けて郵送又は窓口へ

結果発表： 採用は、カレンダー・賞品の発送をもってかえさせていただきます

※応募の際は、鶴見区ホームページ(上記参照)で必ず応募上の注意事項をご確認ください



電子申請は  
こちらから

## <過去の作品・採用例>

ご応募いただき採用された写真は、各月ごと（1 ページに 1 か月分）に使用されます。作品については鶴見区自治連合会及び鶴見区役所が発行する印刷物や広報媒体に使用させていただきます。

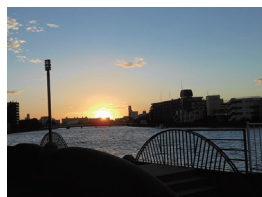
### <過去の作品例>



雛の吊るし飾りまつり



鶴見川のタチアオイ



今日も昇る朝日 鶴見川を直射



◀ 前回の採用例  
1月に1作品を採用します

## <応募方法②でご応募される方は下記をご記入・切り取りの上、データに添付ください>

----- 切り取り線 -----

住 所	氏 名	連絡先
あればメールアドレス ( )		

作品名	撮影場所（住所など）	撮影月※	写真にまつわるエピソード（任意）
		月	
		月	
		月	

※必ずしも掲載月と一致するわけではありません

### <ご応募にあたり、以下のアンケートにお答えください（任意）>

アンケート	Q1. あなたは自治会町内会に加入していますか？ <input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない
	Q2. 自治会町内会では以下のような活動をしています。あなたが興味関心のある活動はありますか？ <input type="checkbox"/> 防犯・交通安全（登下校の見守り、防犯パトロール・防犯灯の設置） <input type="checkbox"/> 防災（訓練・避難所運営・水や非常食の備蓄） <input type="checkbox"/> 美化清掃（ごみ捨て場や公園の清掃・花植え） <input type="checkbox"/> イベント（祭り・運動会） <span style="float: right;">（複数選択可）</span>
	Q3. あなたが参加したいと思う活動（イベント等）があれば教えてください。 <例> 郷土料理教室、写真撮影会、公園清掃